

目 次

第1章 各種手帳・相談

第1節 手帳の交付

1	身体障害者手帳.....	1
2	療育手帳.....	1
3	精神障害者保健福祉手帳.....	1

第2節 各種相談

1	身体障害者相談員.....	2
2	盲人相談員.....	2
3	ろうあ者相談員.....	2
4	知的障害者相談員.....	3
5	社会参加促進相談.....	3
6	障がい者あんしん相談.....	3
7	障がい者虐待相談.....	3

第2章 障害福祉サービス

第1節 障害福祉サービス等

1	介護給付・訓練等給付・地域相談支援.....	4
2	計画相談支援.....	6

第2節 介護給付のサービス

1	居宅介護.....	7
2	重度訪問介護.....	7
3	同行援護.....	7
4	行動援護.....	8
5	重度障害者等包括支援.....	8
6	短期入所（ショートステイ）.....	8
7	療養介護.....	8
8	生活介護.....	9
9	施設入所支援.....	9

第3節 訓練等給付のサービス

1	自立訓練（機能訓練）.....	10
2	自立訓練（生活訓練）.....	10
3	宿泊型自立訓練.....	10
4	就労移行支援（養成施設以外）.....	11
5	就労移行支援（養成施設）.....	11
6	就労継続支援（A型）.....	11
7	就労継続支援（B型）.....	12

8	就労選択支援.....	12
9	就労定着支援.....	12
10	自立生活援助.....	13
11	共同生活援助（グループホーム）.....	13

第4節 地域相談支援

1	地域移行支援.....	14
2	地域定着支援.....	14

第5節 障害児通所支援等

1	障害児通所支援.....	15
2	障害児相談支援.....	16

第3章 意思疎通支援・サービス

第1節 意思疎通支援者

1	手話通訳者派遣.....	17
2	盲ろう者通訳・介助員派遣.....	17
3	要約筆記者派遣.....	18
4	失語症者向け支援者派遣.....	18

第2節 各種サービス

1	身体障がい者入浴サービス事業.....	19
2	身体障がい者福祉電話設置事業.....	19
3	身体障がい者あんしんコール事業.....	20
4	在宅重度障がい者（児）紙おむつ支給事業.....	20
5	重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業.....	21
6	障がい者相談支援事業.....	22
7	障がい児等療育支援事業.....	23
8	移動支援.....	23
9	日中一時支援.....	23
10	パーソナルアシスタンス制度.....	24
11	重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業.....	24
12	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業.....	24
13	入院者権利擁護推進事業.....	25
14	医療的ケア児レスパイト事業.....	25
15	地域ぬくもりサポート事業.....	25

第4章 経済的援護

第1節 手当・年金等

1	特別障害者手当.....	26
2	障害児福祉手当.....	27
3	経過的福祉手当.....	27

4	特別児童扶養手当.....	28
5	外国人障害者福祉手当.....	29
6	心身障害者扶養共済.....	30

第2節 福祉機器

1	補装具費の支給.....	32
2	重度障がい者（児）等日常生活用具給付.....	33
3	子どもの補聴器購入費等助成.....	41
4	点字図書の給付.....	41

第3節 補助・助成

1	障がい者交通費助成.....	42
2	障がい者通所交通費助成.....	43
3	身体障がい者自動車改造費補助.....	43
4	コミュニケーションツール作成費補助.....	44

第5章 社会復帰

第1節 就労

1	障がい者地域共同作業所運営費補助.....	45
2	障がい者施設等製品常設販売所運営費補助.....	45
3	障がい者協働事業運営費補助.....	46
4	地域活動支援センター運営費補助.....	46
5	障がい者就業・生活相談支援事業.....	47
6	障がい者元気スキルアップ事業.....	48
7	重度障がい者等就労支援事業.....	48

第2節 機能回復・訓練

1	日常生活訓練.....	49
2	社会適応訓練.....	49
3	音声機能障害者発声訓練.....	49
4	聴能言語訓練.....	49
5	中途失明者社会適応訓練.....	50
6	オストメイト社会適応訓練事業.....	50
7	失語症言語機能訓練.....	50
8	「言葉の教室」開催事業.....	50

第6章 社会参加・レクリエーション

第1節 社会参加の促進

1	障害者社会参加推進センター.....	51
2	障害者週間記念事業.....	51
3	身体障害者福祉月間行事.....	51
4	障がい者ICTサポートセンター運営事業.....	52
5	福祉バスの運行.....	52

6	福祉のまちづくり.....	53
7	障がい者DXリスキリング事業.....	53

第2節 教養・レクリエーション

1	札幌市障がい者スポーツ大会（すずらんピック）.....	54
2	各種文化・スポーツ教室.....	54
3	視覚障がい者家庭生活訓練.....	54
4	視覚障がい者社会生活訓練.....	54
5	聴覚障がい者社会生活教室.....	55
6	点字図書・録音図書・拡大写本.....	55
7	聴覚障がい者向け映像資料制作事業.....	55
8	聴覚障がい者向け映像資料等貸出事業.....	56
9	札幌市点字即時情報ネットワーク事業.....	56

第7章 保健医療

1	自立支援医療（更生医療）.....	57
2	自立支援医療（精神通院医療）.....	57
3	こころの安心カード.....	57
4	身体障害者在宅訪問診査・指導.....	58
5	さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業.....	58

第8章 施設福祉

第1節 身体障害者社会参加支援施設等

1	福祉ホーム.....	59
2	点字図書館.....	59
3	聴覚障害者情報提供施設.....	59
4	札幌市身体障害者福祉センター.....	59

第2節 その他

1	産休等代替職員制度.....	60
---	----------------	----

第9章 その他

1	手話講習会.....	61
2	中級手話講習会.....	61
3	手話通訳者養成講座.....	61
4	要約筆記者養成講座.....	61
5	盲ろう者通訳・介助員養成講座.....	62
6	点訳、音訳、音訳校正、拡大写本奉仕員養成.....	62
7	福祉読本の発行.....	62
8	知的障がい者見守り事業.....	62
9	失語症者向け支援者養成.....	62

参考資料（別紙）

第1章 各種手帳・相談

第1節 手帳の交付

1 身体障害者手帳 (事業開始 昭和 25 年 4 月)	
事業内容	身体障がい（児）者の障がい程度、障がい状況等を記載し、各種サービスを受けやすくする制度 (1) 対象者 身体に障がいを有する方で、指定された医師の診断書に基づき、都道府県・政令指定都市・中核市において認定された方 (2) 身体障害者手帳で利用できる主な施策 ア 施設への入所、通所 イ 補装具費の支給 ウ 各種交通機関の運賃割引 エ 交通機関の交通費助成 オ 国税・地方税の諸控除、減免 カ 心身障害者扶養共済の加入 キ 重度心身障がい者医療費助成 ク NHK放送受信料の免除等 (3) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書と診断書、本人の顔写真を提出する。 *要綱等 身体障害者福祉法第 15 条 同施行規則第 5 条
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
2 療育手帳 (事業開始 昭和 49 年 3 月)	
事業内容	知的障がい（児）者の障がい程度や相談記録などを記載し、一貫した療育相談や各種サービスを受けやすくする制度 (1) 対象者 18 歳未満の方は児童相談所、18 歳以上の方は障がい者更生相談所で知的障がいと判定された方 (2) 療育手帳で利用できる主な施策 おおむね身体障害者手帳と同じ。（補装具費の支給は除く） (3) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書と本人の顔写真を提出する。 18 歳未満の場合は児童相談所での判定時に申請手続きを併せて行う。 *要綱等 札幌市療育手帳交付要綱
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
3 精神障害者保健福祉手帳 (事業開始 平成 7 年 10 月)	
事業内容	一定の精神障がいの状態にあることを記載し、各種の支援策を受けやすくすることにより、精神障がいのある方の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とした制度 (1) 対象者 精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方 (2) 精神障害者保健福祉手帳で利用できる主な施策 ア 税制の優遇措置 イ 市立文化体育施設の利用料減免 ウ 交通費助成 (3) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書と診断書又は障害年金の年金証書の写し、本人の顔写真を提出する。 *要綱等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条
照会先	申請について：各区保健福祉部保健福祉課 制度全般・申請後の進捗確認について：札幌市精神保健福祉センター

第2節 各種相談

1 身体障害者相談員 (事業開始 昭和 42 年 8 月)	
事業内容	身体障がい者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、地域活動の推進、関係機関との連携や協力等を行う。 (1) 委 託 札幌市長が、各区保健福祉部長から推薦のあった者のうちから委託する。 (2) 相談員数 (令和 8 年 3 月 31 日現在) 42 名 中央区 4 名 北 区 5 名 東 区 6 名 白石区 4 名 厚別区 4 名 豊平区 5 名 清田区 2 名 南 区 4 名 西 区 5 名 手稲区 3 名 *要綱等 身体障害者福祉法第 12 条の 3 及び札幌市身体障害者相談員設置要綱 *令和 8 年度予算 予算は障がい者更生相談所費に含む。(市単)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
2 盲人相談員 (事業開始 昭和 42 年 4 月)	
事業内容	視覚障がい者の日常生活上の各種相談に応じ、必要な助言などを行う。 ○ 相談員数 1 名 (中央区保健福祉部に配置) *要綱等 非常勤職員取扱要綱等 *令和 8 年度予算 1,171 千円 (市単)
照会先	中央区保健福祉部保健福祉課
3 ろうあ者相談員 (事業開始 昭和 39 年 4 月)	
事業内容	聴覚障がい者等の日常生活上の各種相談に応じ、必要な助言などを行うとともに、聴覚障がい者理解のための啓発、関係機関の業務に対する協力等を行う。 ○ 相談員数 10 名 (各区役所に配置) *要綱等 ろうあ者相談員取扱要綱 *令和 8 年度予算 28,682 千円 (市単)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

4 知的障害者相談員 (事業開始 昭和 43 年 4 月)	
事業内容	知的障がいのある方からの相談に応じ、必要な援助を行うとともに、知的障がい者に関する援護思想の普及、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力等を行う。 (1) 委 託 各区保健福祉部長からの推薦を受け札幌市長が委託する。 (2) 相談員定数 20 名（各区 2 名） *要綱等 知的障害者福祉法第 15 条の 2、札幌市知的障害者相談員設置要綱 *令和 8 年度予算 予算は障がい者更生相談所費に含む。（市単）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
5 社会参加促進相談 (事業開始 昭和 53 年 8 月)	
事業内容	身体に障がいがある方からの求めに応じて、機能回復訓練、オストメイト社会適応訓練、音声機能訓練、失語症言語訓練や文化・スポーツなど各種教室の活用及び自立による社会生活を高めるための相談等を行う。 ○ 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者社会参加総合推進事業の実施について」 *令和 8 年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
6 障がい者あんしん相談 (事業開始 平成 11 年 7 月)	
事業内容	障がいのある方の権利擁護などに係る相談に、電話や面談で応じる専門の常設相談窓口を設置。また、内容に応じて弁護士による法律相談を行うほか、必要に応じて関係行政機関等へ対応を依頼する。 ○ 委託先 札幌市社会福祉協議会 ☎633-1313 FAX633-3887 *要綱等 札幌市障がい者あんしん相談運営事業実施要綱 *令和 8 年度予算 5,881 千円（国補、道補）
照会先	札幌市社会福祉協議会
7 障がい者虐待相談 (事業開始 平成 24 年 10 月)	
事業内容	障がいのある方への虐待の相談に、電話や面談で応じる専門の相談窓口を設置。また、相談窓口の業務時間外となる夜間・休日の緊急通報先も設置。 ○ 委託先 (1) 相談窓口：9 時～19 時（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く） 札幌市社会福祉協議会 ☎632-7021 FAX613-5486 電子メール gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp (2) 夜間・休日の緊急通報：相談窓口の時間外 民間法人に委託 ☎080-5723-0200 *要綱等 札幌市障がい者虐待の防止及び障がい者の養護者に対する支援等に関する要綱 *令和 8 年度予算 12,914 千円（国補・道補）
照会先	市保健福祉局障がい福祉課

第2章 障害福祉サービス

第1節 障害福祉サービス等

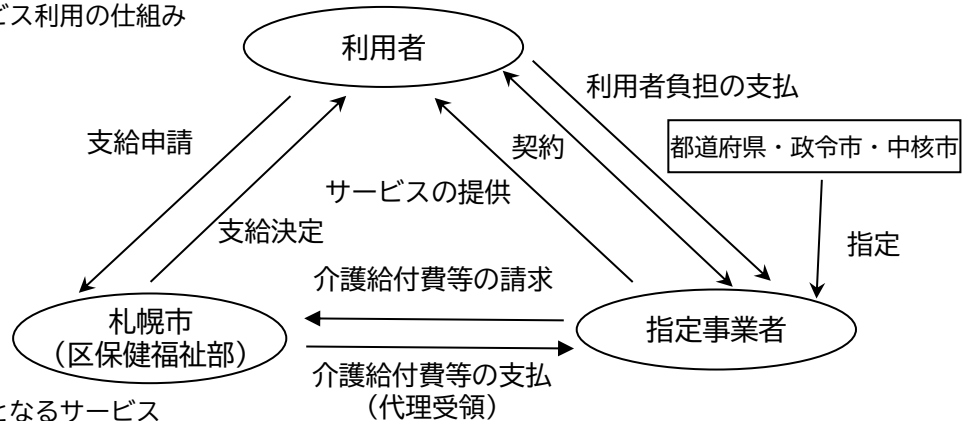
1 介護給付・訓練等給付・地域相談支援

(事業開始 介護給付・訓練等給付 平成18年10月)

(地域相談支援 平成24年4月)

障がいのある方や難病の方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、居宅におけるホームヘルプサービスや就労のための支援等、個々人に必要な障害福祉サービス等に係る費用の給付を行う。

(1) サービス利用の仕組み



(2) 対象となるサービス

介護給付	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	短期入所
	療養介護
	生活介護
	施設入所支援
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）
	就労定着支援
	就労選択支援
	自立生活援助
	共同生活援助
地域相談支援	地域移行支援
	地域定着支援

事業内容

事業内容	(3) 支給決定の仕組み (介護給付) (訓練等給付)															
	支給申請・サービス等利用計画案の作成依頼 ↓ ↓ 障害支援区分の1次判定（コンピュータ） ↓ ↓ 2次判定（審査会） ↓ ↓ ↓ 障害支援区分の認定 ↓ ↓ ↓ 勘案事項調査・サービスの利用意向の聴取 ↓ ↓ サービス等利用計画案等の受理 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 暫定支給決定 ↓ ↓ 支給決定															
	(4) 手続き															
	① 支給申請 希望するサービスの利用について、必要に応じて各区保健福祉部保健福祉課の窓口で相談のうえ、申請書など必要な書類を提出する。															
	② サービス等利用計画案の作成 窓口で交付されるサービス等利用計画案作成依頼書を相談支援事業者に提示し、契約を締結のうえ、サービス等利用計画案の作成を依頼する（申請者自身が作成することも可）。															
	③ 支給決定・受給者証の交付 区役所の職員が、審査会において判断された障害支援区分や勘案事項、提出されたサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの量（支給量）や期間（支給期間）を決定。支給決定時に受給者証を交付する。															
	④ 事業者との契約 利用者は指定事業者を受給者証を提示して、サービスの利用契約を締結する。															
	⑤ サービスの利用 利用契約に基づいてサービスの提供を受ける。															
	(5) 費用負担															
	原則としてサービス利用に係る総費用の1割の金額を負担する。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担する。															
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">市民税課税状況等</th><th>負担上限月額</th></tr> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td><td>0円</td></tr> <tr> <td colspan="2">市民税非課税世帯</td><td>0円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">課税世帯</td><td>所得割16万円未満 (18歳未満は28万円未満)</td><td>9,300円 (18歳未満は4,600円)</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>37,200円</td></tr> </table>		市民税課税状況等		負担上限月額	生活保護世帯		0円	市民税非課税世帯		0円	課税世帯	所得割16万円未満 (18歳未満は28万円未満)	9,300円 (18歳未満は4,600円)	上記以外	37,200円
市民税課税状況等		負担上限月額														
生活保護世帯		0円														
市民税非課税世帯		0円														
課税世帯	所得割16万円未満 (18歳未満は28万円未満)	9,300円 (18歳未満は4,600円)														
	上記以外	37,200円														
	※在宅で生活する場合															
照会先	市保健福祉局障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課															

2 計画相談支援		(事業開始 平成 24 年 4 月)
事業内容	障がいのある方の自立した生活を支え、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うため、サービス等の支給申請者に対し、「サービス等利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとに利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行う。 (1) 利用の申請先 各区保健福祉部保健福祉課 *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 1,126,328 千円（国負・道負）	
照会先	各区保健福祉部保健福祉課	

第2節 介護給付のサービス

1 居宅介護 (事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	居宅で生活している方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・掃除などの家事援助及びその他の生活全般にわたる支援を行う。 (1) 対象者 障害支援区分 1 以上の方及び障がい児 (2) 利用の手続き (P5) による (3) サービス類型及び内容 次に掲げるもののうち、必要と認められるもの。 ① 身体介護 入浴、排泄及び食事等の身体の介護 ② 通院等乗降介助 通院等のため、ヘルパーが自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行う。 ③ 通院等介助 通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助 ④ 家事援助 調理、洗濯及び掃除等の家事の援助 *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 9,367,598 千円 (国負・道負)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
2 重度訪問介護 (事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	居宅で生活している重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護や、外出時における移動支援などを総合的に行う。 (1) 対象者 障害支援区分 4 以上の方で一定の要件を満たす方 (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 7,271,751 千円 (国負・道負)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
3 同行援護 (事業開始 平成 23 年 10 月)	
事業内容	居宅で生活している視覚障がいのある方で、移動に著しい困難を有する方に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う。 (1) 対象者 視覚に障がいのある方で一定の要件を満たす方及び障がい児 (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 470,624 千円 (国負・道負)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

4 行動援護 (事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	居宅で生活している行動上著しい困難がある方に対し、ヘルパーが行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。 (1) 対象者 障害支援区分 3 以上の知的に障がいのある方又は精神に障がいのある方及び障がい児 (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 1,156,931 千円 (国負・道負)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
5 重度障害者等包括支援 (事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。 1 対象者 障害支援区分 6 で一定の要件を満たす方 (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 0 千円 (国負・道負)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
6 短期入所 (ショートステイ) (事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	自宅で介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他の必要な日常生活の支援を行う。 (1) 対象者 障害支援区分 1 以上の方及び障がい児 (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 1,814,600 千円 (国負・道負)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
7 療 養 介 護 (事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行う。 (1) 対象者 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分 6 の方。筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で障害支援区分 5 又は 6 の方。 (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 1,447,154 千円 (国負・道負)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

8 生活介護		(事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	常時介護等を必要とする方に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等の提供、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。 (1) 対象者 障害支援区分 3 以上の方（ただし、50 歳以上の方は区分が 2 以上） (2) 利用者の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 18,625,182 千円（国負・道負）	
照会先	各区保健福祉部保健福祉課	
9 施設入所支援		(事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	施設入所する方に、夜間及び休日において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活の支援を行う。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 昼間、生活介護事業を利用する場合 障害支援区分 4 以上の方（ただし、50 歳以上の方は区分 3 以上） イ 昼間、自立訓練（機能訓練・生活訓練）又は就労移行支援事業（養成施設を含む）を利用している方であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方 (2) 利用の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 4,592,364 千円（国負・道負）	
照会先	各区保健福祉部保健福祉課	

第3節 訓練等給付のサービス

1 自立訓練（機能訓練）		（事業開始 平成 18 年 10 月）
事業内容	地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持向上等のために、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 (1) 対象者 施設や病院を退所（院）又は特別支援学校を卒業された身体機能の維持・回復等の支援が必要な方 (2) 利用の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 423,022 千円（国負・道負。自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練を含む。）	
照会先	各区保健福祉部保健福祉課	
2 自立訓練（生活訓練）		（事業開始 平成 18 年 10 月）
事業内容	地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上のために、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 1 対象者 施設や病院を退所（院）、特別支援学校を卒業、又は継続した通院により障がいの状態が安定した方等で、生活能力の維持、向上等の支援が必要な方 (2) 利用の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 423,022 千円（国負・道負。自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練を含む。）	
照会先	各区保健福祉部保健福祉課	
3 宿泊型自立訓練		（事業開始 平成 18 年 10 月）
事業内容	地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上のために、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 1 対象者 日中、一般就労や障害福祉サービス等を利用している方で、地域生活への移行に向けて生活能力等の維持、向上のための訓練その他の支援が必要な方 (2) 利用の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 423,022 千円（国負・道負。自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）を含む。）	
照会先	各区保健福祉部保健福祉課	

4 就労移行支援（養成施設以外）（事業開始 平成 18 年 10 月）	
事業内容	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。 (1) 対象者 就労を希望する方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な方 ※ ただし、65 歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要がある。 ○ 65 歳になる前日において、就労移行支援の支給決定を受けている方 ○ 65 歳になる前日までの 5 年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方 (2) 利用の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 2,344,290 千円（国負・道負。就労移行支援（養成施設）も含む。）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
5 就労移行支援（養成施設）（事業開始 平成 18 年 10 月）	
事業内容	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る知識や技術の習得、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の支援を行う。 (1) 対象者 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する方 ※ ただし、65 歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要がある。 ○ 65 歳になる前日において、就労移行支援の支給決定を受けている方 ○ 65 歳になる前日までの 5 年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方 (2) 利用の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 2,344,290 千円（国負・道負。就労移行支援（養成施設以外）も含む。）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
6 就労継続支援（A 型）（事業開始 平成 18 年 10 月）	
事業内容	雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 就労移行支援を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった方 イ 特別支援学校を卒業した方で、求職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった方 ウ 企業等を離職した方などの就労経験のある方で、現に雇用関係がない方 ※ ただし、65 歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要がある。 ○ 65 歳になる前日において、就労継続支援 A 型の支給決定を受けている方 ○ 65 歳になる前日までの 5 年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方

	(2) 利用の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和8年度予算 4,388,081 千円（国負・道負）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
7 就労継続支援（B型）（事業開始 平成18年10月）	
事業内容	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 就労経験（就労継続支援（A型）を含む。）がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な方 イ 就労移行支援（養成施設を含む。）を利用（暫定支給決定での利用を含む。）した結果、当該事業の利用が適当であると判断された方 ウ 50歳以上の方 エ 障害基礎年金1級を受給されている方 (2) 利用の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和8年度予算 29,169,276 千円（国負・道負）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
8 就労選択支援（事業開始 令和7年10月）	
事業内容	短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な関係者との連絡調整、就労に係る情報の提供及び助言等を行う。 (1) 対象者 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者 (2) 利用の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和8年度予算 289,196 千円（国負・道負）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
9 就労定着支援（事業開始 平成30年4月）	
事業内容	就労することに伴い生じる、日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、助言などの支援を行う。 (1) 対象者 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用を経て、一般就労し、就労してから6ヶ月経過している方 (2) 利用の手続き（P5）による *要綱等 障害者総合支援法 *令和8年度予算 145,315 千円（国負・道負）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

10 自立生活援助		(事業開始 平成 30 年 4 月)
事業内容	一人暮らしを希望する方などに対して、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う。 (1) 対象者 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での 1 人暮らしに移行した方、同居家族の障がい、疾病等により家族による支援が見込めない方など (2) 利用の手続き (P5) による ＊要綱等 障害者総合支援法 ＊令和 8 年度予算 21,393 千円 (国負・道負)	
照会先	各区保健福祉部保健福祉課	
11 共同生活援助 (グループホーム)		(事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	夜間及び休日において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。 (1) 対象者 障がいのある方 (ただし、入浴、排せつ又は食事の介護が必要な方は、障害支援区分 1 以上) (2) 利用の手続き (P5) による ＊要綱等 障害者総合支援法 ＊令和 8 年度予算 16,245,939 千円 (国負・道負)	
照会先	各区保健福祉部保健福祉課	

第4節 地域相談支援

1 地域移行支援 (事業開始 平成 24 年 4 月)	
事業内容	障害者支援施設、精神科病院、矯正施設などから地域生活に移行するにあたり、住居の確保など地域生活に必要な支援を行う。 (1) 対象者 障害者支援施設や児童福祉施設に入所している障がいのある方、精神科病院に入院している精神障がいのある方、矯正施設に入所しており、地域生活定着支援センターが社会復帰の支援を行っている方など (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 2,364 千円 (国負・道負。地域定着支援も含む。)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
2 地域定着支援 (事業開始 平成 24 年 4 月)	
事業内容	居宅で一人暮らしをする方などに対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援などを行う。 (1) 対象者 施設・精神科病院から退所・退院し居宅で一人暮らしをする方、家族との同居から一人暮らしに移行する方、地域生活が不安定な方 (2) 利用の手続き (P5) による *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 2,364 千円 (国負・道負。地域移行支援も含む。)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

第5節 障害児通所支援等

1 障害児通所支援

(事業開始 平成 24 年 4 月)

事業内容

児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の利用に必要な費用の一部を支給する。

1 サービス種類及び対象者

サービス種類	支援の内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援、その他の必要な支援を行う。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児
医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障がい児
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の必要な支援を行う。	学校教育法第一条に規定される学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児
保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う。	保育所等に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められる障がい児
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の習得、知識技能の習得、生活能力向上のために必要な支援、その他の必要な支援を行う。	外出することが困難な障がい児であって、療育の観点から支援が必要と認められる障がい児

2 手続き

1 支給申請 希望するサービスの利用について、必要に応じて各区保健福祉部保健福祉課の窓口で相談のうえ、申請書など必要な書類を提出する。

2 障害児支援利用計画書の作成 窓口で交付される利用計画書作成依頼書を相談支援事業者に提示し、契約を締結のうえ、サービス等利用計画書の作成を依頼する（申請者自身が作成することも可）。

3 支給決定・受給者証の交付 区役所の職員が、児童の心身の状況、介護者の状況、居住環境、提出された障害児支援利用計画書等を勘案し、利用できるサービスの量（支給量）や期間（支給期間）を決定。支給決定時に「通所支援受給者証」を交付する。

4 事業者との契約 利用者は指定事業者「通所支援受給者証」を提示して、サービスの利用契約を締結する。

5 サービスの利用 利用契約に基づいてサービスの提供を受ける。

3 費用

原則として、サービス利用に係る総費用の 1 割の金額を負担する。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担する。

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0 円
市民税非課税世帯		0 円
課税世帯	所得割 28 万円未満	4,600 円
	上記以外	37,200 円

*要綱等 児童福祉法

*令和 8 年度予算 31,647,063 千円（国負・道負）

肢体不自由児通所医療費を含めると 31,647,097 千円

照会先

各区保健福祉部保健福祉課

2 障害児相談支援 (事業開始 平成 24 年 4 月)	
事業内容	障害児の自立した生活を支え、適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによるきめ細かな支援を行うため、障害児通所支援を利用する児童に対し、「障害児支援利用計画」を作成するとともに、一定期間ごとに利用状況の検証（モニタリング）を行い計画の見直しを行う。 (1) 利用の申請先 各区保健福祉部保健福祉課 *要綱等 児童福祉法 *令和 8 年度予算 219,612 千円（国負・道負）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

第3章 意思疎通支援・サービス

第1節 意思疎通支援者

1 手話通訳者派遣 (事業開始 昭和 49 年 4 月)	
事業内容	聴覚に障がいのある方と健聴者などのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳を必要とする場合に、依頼に応じて手話通訳者を派遣する。 (1) 派遣対象事項 生命、健康、司法、教育、保育、職業、住居、人間関係、文化教養、社会生活に関すること等。 (2) 費用 無料 (3) 手話通訳者数 専従手話通訳者 9 名 登録手話通訳者 65 名 令和 8 年 3 月 31 日現在) (4) 手続 公益社団法人札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室に所定の申請書を提出する。 (電話、FAX 可) *要綱等 札幌市手話通訳者派遣事業実施要綱 *令和 8 年度予算 68,872 千円 (国補・道補) (※養成事業含む)
照会先	公益社団法人札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室
2 盲ろう者通訳・介助員派遣 (事業開始 平成 14 年 4 月)	
事業内容	視覚と聴覚の両方に障がいのある方 (盲ろう者) のコミュニケーションや外出支援のために通訳・介助員を派遣する。 (1) 対象者 視覚と聴覚の両方に障がいがあり、その総合等級が 2 級以上である在宅の満 18 歳以上の身体障害者手帳所持者で、単独ではコミュニケーションや外出が困難な方 (2) 派遣対象事項 1 外出支援 (社会生活上、必要不可欠な外出をする場合、社会参加促進の観点から日常生活上必要な外出をする場合) 2 通訳 3 重要な文書の代読 (3) 費用 無料 (外出に伴う経費は利用者負担となります。) (4) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (5) 支援者数 65 名 (令和 8 年 3 月 31 日現在) (6) 手続 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *要綱等 札幌市盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱 *令和 8 年度予算 9,457 千円 (国補・道補) (※養成事業含む)
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

3 要約筆記者派遣 (事業開始 昭和 61 年 4 月)	
事業内容	中途失聴者・難聴者などのコミュニケーションを円滑にするため、依頼に応じて要約筆記者等を派遣する。 (1) 対象者 身体障害手帳を所持している方、その他市長が必要と認めた方 (2) 派遣対象事項 生命、健康、権利、教育、保育、職業、住居、人間関係、文化教養、社会生活に関すること等。 (3) 費用 無料 (4) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (5) 要約筆記者 62 名（令和 8 年 3 月 31 日現在） (6) 手続 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *要綱等 札幌市要約筆記者派遣事業実施要綱 *令和 8 年度予算 10,298 千円（国補・道補）（※養成事業含む）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
4 失語症者向け支援者派遣 (事業開始 令和 4 年 4 月)	
事業内容	失語症者などのコミュニケーションを円滑にするため、依頼に応じて支援者等を派遣する。 (1) 対象者 音声・言語・そしゃく機能障害 4 級以上の身体障害者手帳をお持ちの方のほか、失語症であると医師に認められる又は受託者により支援が必要であると認められた方 (2) 派遣対象事項 生命、健康、権利、教育、保育、職業、住居、人間関係、文化教養、社会生活に関すること等。 (3) 費用 無料 (4) 委託先 北海道言語聴覚士会 (5) 支援者数 61 名（令和 8 年 3 月 31 日現在） (6) 手続 北海道言語聴覚士会 *要綱等 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業実施要綱 *令和 8 年度予算 4,897 千円（国補・道補）（※養成事業含む）
照会先	北海道言語聴覚士会

第2節 各種サービス

1 身体障がい者入浴サービス事業 (事業開始 昭和 57 年 4 月)							
事業内容	在宅で入浴が困難な重度の身体障がいのある人に対し、入浴の機会を提供する。 (1) 事業 ① 施設入浴サービス（障害者支援施設及び特別養護老人ホームの入浴設備を利用する。） ② 訪問入浴サービス（移動入浴車が自宅まで出向く。） (2) 対象 在宅で生活している身体に障がいのある人で、身体障害者手帳の等級が 1, 2 級で、入浴に全面介助を要し、その健康状態が現に入浴可能な方 (3) 入浴回数 週 2 回以内 (4) 費用 施設入浴サービス、訪問入浴サービス、寝台自動車の利用に係る費用負担基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯区分</th><th>費用負担率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護者</td><td>サービス提供に係る費用の 0%</td></tr> <tr> <td>その他の者</td><td>サービス提供に係る費用の 10%</td></tr> </tbody> </table> (5) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書を提出する。 *要綱等 札幌市身体障がい者入浴サービス事業実施要綱 *令和 8 年度予算 124, 029 千円（一部国補・道補）	世帯区分	費用負担率	生活保護法による被保護者	サービス提供に係る費用の 0%	その他の者	サービス提供に係る費用の 10%
世帯区分	費用負担率						
生活保護法による被保護者	サービス提供に係る費用の 0%						
その他の者	サービス提供に係る費用の 10%						
照会先	各区保健福祉部保健福祉課						
2 身体障がい者福祉電話設置事業 (事業開始 昭和 51 年 3 月)							
事業内容	難聴者又は外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、電話を貸与し、コミュニケーション及び緊急連絡の手段を確保する。（平成 19 年度以降、新規設置を廃止） (1) 対象者 ① 現に電話のない低所得世帯（市民税又は所得税非課税世帯）に属する方 ② 難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として 2 級以上）で満 18 歳以上の方 ③ 福祉電話の使用が可能な方 (2) 福祉電話の貸与期間 1 年（更新） (3) 費用 電話の維持及び使用に要する経費（基本料金、通話料、移転に係る工事費等）を被貸与者が負担する。 (4) 設置台数 5 台 *要綱等 札幌市身体障がい者福祉電話設置事業運営要綱						
照会先	各区保健福祉部保健福祉課						

3 身体障がい者あんしんコール事業 (事業開始 平成 25 年 12 月)	
事業内容	ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康等の相談に 24 時間体制で対応するほか、受信センターからも定期的（月 1 回程度）に電話によるお声掛け（お元気コール）を行う。また、急病などの緊急時は、緊急用のボタンを押すことで、受信センターが救急車の要請等を行う。 (1) 対象者 18 歳以上の在宅の方であって、次の①と②のいずれかに該当する身体障害者手帳の 1 級又は 2 級をお持ちの方（ひとり暮らし又は他の世帯員全員が、「65 歳以上で、要介護認定を受けている方、要支援認定を受けている方又は札幌市介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者」「85 歳以上の高齢者」「①と②のいずれかに該当する 1 級又は 2 級の身体障害者」のいずれかである場合に限る。） 1 移動能力等に障がい有するため、緊急時に迅速な避難又は連絡手段の確保が困難な方 2 内部障がい有し、日常生活上注意を要する方 ※ 緊急通報対応サービスが 24 時間体制で提供されているサービス付住宅等にお住まいの方は対象外。 (2) 費用 月額 900 円 （ただし、市町村民税非課税の方は月額 300 円、生活保護を受給中の方は無料） (3) その他 固定電話回線が原則必要であり、NTT アナログ回線以外では、停電時などに通信できない場合や、通報機器の取付自体ができない場合がある。また、原則として緊急連絡先の登録が必要。 (4) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書等を提出する。 *要綱等 札幌市高齢者・身体障がい者あんしんコール事業実施要綱 *令和 8 年度予算 1,306 千円
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
4 在宅重度障がい者（児）紙おむつ支給事業 (事業開始 昭和 59 年 4 月)	
事業内容	感覚麻痺等により常時おむつを使用している在宅の重度障がい（児）者に紙おむつを支給する。 (1) 対象者 ① 重度身体障がい者・・・身体障害者手帳 1 級・2 級の所持者であって、以下アまたはイのいずれかを含む 2 点以上を満たすもの。 ア 感覚麻痺・両下肢の機能障害などの身体障がいにより「排尿」「排便」が自立していない場合 イ 寝たきり ウ 「排尿」「排便」の意思表示が困難 エ 尿意、便意はあるが介護者がいない ② 重度知的障がい者・・・以下のいずれも満たす者。 ア 療育手帳 A の所持者 イ 常時（昼夜）おむつを使用している旨の申立が申請者よりあること ウ 知的障がいにより、「排尿」「排便」の意思表示が困難であること ③ 重度精神障がい者・・・以下のいずれも満たす者。 ア 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者 イ 常時（昼夜）おむつを使用している旨の申立が申請者よりあること ウ 精神障がいにより、「排尿」「排便」の意思表示が困難であること ※ 満 2 歳半以上 3 歳未満の者については医療機関の確認書（別紙）を添付すること

	(2) 月支給数量等 利用上限額 6,500 円/月以内で、登録事業者が提供する紙おむつ製品の中から各対象者が選択した品目を支給（ただし、6,500 円を超えた金額は自己負担）。毎月 1 回、登録事業者が各対象者宅へ配送する。 (3) 費用 生活保護法による被保護世帯は 0 円、それ以外の世帯は、一律利用額の 1 割を自己負担 (4) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書を提出する。 *要綱等 札幌市在宅高齢者等・重度障がい者（児）紙おむつサービス事業実施要綱 *令和 8 年度予算 141,133 千円（国補・道補）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
5 重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業 （事業開始 平成元年 4 月）	
事業内容	在宅で寝たきりの重度の身体障がい者が使用している寝具等の洗濯乾燥を行う。 (1) 対象者 在宅で寝たきりの重度の身体障がい者で、住民税非課税世帯に属する方 (2) 回数 1 人につき年 2 回 (3) 洗濯乾燥の方法 市が委託した事業者が、対象者の自宅を訪問して寝具等を預かり、洗濯乾燥を行う。 (4) 洗濯乾燥対象物 掛布団、敷布団、丹前、毛布、枕、ガウン、座布団及び発泡材質による厚さ 100mm 以下のクッション類 (5) 費用 無料 (6) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書等を提出する。 *要綱等 札幌市重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業実施要綱 *令和 8 年度予算 442 千円
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

6 障がい者相談支援事業		(事業開始 平成 18 年 10 月)
事業内容	障がい者（児）や家族の地域生活を支えるため、生活に関わる全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助など、総合的な支援を行う。また、賃貸契約により一般住宅に入居する障がい者に対し、入居時の賃貸契約援助や入居後の日常生活支援などを行う。利用料は無料。 原則として、どの事業所もすべての障がい種別に対応することとしている。	
	事業所名	所在地
	地域生活支援センターさっぽろ	中央区大通西 19 丁目 WEST 19 5 階
	相談室ぽぽ	中央区南 16 条西 7 丁目 2-20 トーコービル 7 階
	相談室ぽらりす	北区北 21 条西 5 丁目 1-32 梅ノ木ビル 202 号
	障がい相談という	北区北 10 条西 2 丁目 9-1 アルファスクエア札幌北口ビル 201 号
	相談室ぽぱら	北区太平 9 条 5 丁目 2-4
	相談室セーボネス	東区北 35 条東 9 丁目 1-20
	相談室あさかげ	東区北 33 条東 14 丁目 5-1
	相談室あゆみ	白石区川北 2254 番地 1
	相談室きよサポ	白石区南郷通 14 丁目南 4-8 キャッスル大木戸 1 階
	相談室ますとびいー	厚別区上野幌 3 条 4 丁目 1-12
	相談室ぴあ	豊平区月寒西 2 条 7 丁目 1-6 山本ハイツ 404 号
	相談室みなみ	豊平区平岸 2 条 9 丁目 1-23 アムール平岸 401 号
	相談支援事業所ノック	清田区真栄 1 条 2 丁目 1-28 真栄ビル 1 階
	ほっと相談センター	南区川沿 2 条 2 丁目 5-37
	相談支援事業所グリーンハイム	南区石山 933 番地 3
	相談室すきっぷ	西区西町北 20 丁目 2-21 アイビル西町北
	西区障がい相談支援センターアウル	西区琴似 2 条 4 丁目 1-24 ヤマチビル 3 階
	障がい相談あかり	手稲区手稲本町 2 条 3 丁目 8-18 ティネビル 1 階
	※ 障がいのある方等からの相談について、上記 18 カ所の相談支援事業所で行う以外に、上記の相談支援事業所等、支援機関からの相談を受ける基幹相談支援センターを 1 カ所設置。 さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール (中央区南 8 条西 2 丁目 電話 213-0171) *要綱等 札幌市障がい者相談支援事業実施要綱 *令和 8 年度予算 638,000 千円(指定管理施設分は除く)(一部国補・道補)	
照会先	各相談支援事業所	

7 障がい児等療育支援事業		(事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	在宅の障がい児（者）に対して、発達の援助や医療的ケアについての相談等、療育に関する助言や指導を行うとともに、地域の関係機関に対して、技術指導を行う。利用料無料。		
	事業所名	所在地	電話
	社会福祉法人あむ に・こ・ぱ 2	中央区南 9 条西 13 丁目 1-38	513-6023
	社会福祉法人はるにれの里 発達支援室なつつ	西区福井 4 丁目 3-5	080-3572-2255
	社会福祉法人麦の子会 むぎのこ児童発達支援センター	東区北 36 条東 8 丁目 1-30	776-6856
	社会福祉法人北翔会 医療福祉センター札幌あゆみの園	白石区川北 2254-1	879-5555
＊要綱等 札幌市障がい児等療育支援事業実施要綱			
＊令和 8 年度予算 3,325 千円（市単）			
照会先	各相談支援事業所		
8 移動支援		(事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	居宅で生活している屋外での移動に著しい制限のある方に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出支援を行う。		
	(1) 対象者		
	屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい、全身性障がいのある方（※）、知的障がいのある方、精神障がいのある方		
	※難病の方も対象		
	(2) 利用料		
	市民税課税状況等	負担割合	
生活保護世帯	無料		
市民税非課税世帯			
市民税課税世帯	派遣費用の 1 割		
＊要綱等 札幌市移動支援事業実施要綱			
＊令和 8 年度予算 951,227 千円（国補・道補）			
照会先	各区保健福祉部保健福祉課		
9 日中一時支援		(事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	日中において、介護者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に、事業所で見守り、障がい者等に活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行う。		
	(1) 対象者		
	日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要となる身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方		
	(2) 利用料		
	施設利用料及び食費・光熱水費・教材費などの実費		
	＊要綱等 札幌市日中一時支援事業実施要綱		
＊令和 8 年度予算 46,138 千円（国補・道補）			
照会先	市保健福祉局障がい福祉課 各日中一時支援事業所		

10 パーソナルアシスタンス制度 (事業開始 平成 22 年 4 月)	
事業内容	居宅で生活している重度の障がいのある方の地域生活を支えるため、障がいのある方が地域の方と介助契約を結び、食事・入浴・排泄の介助や、外出時における移動支援などを受ける。 (1) 対象者 重度訪問介護の支給決定を受けている方 (2) 費用 原則として、サービス利用に係る総費用の 1 割の金額を負担する。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担する。 (3) 申込先 各区保健福祉部保健福祉課 *要綱等 札幌市パーソナルアシスタンス事業実施要綱 *令和 8 年度予算 216,000 千円 (市単)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
11 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業 (事業開始 平成 27 年 10 月)	
事業内容	コミュニケーションが困難な重度障がいのある方が入院した場合に、普段介助を行っているヘルパーが病院内でコミュニケーション支援を行う。 (1) 対象者 入院中にコミュニケーション支援が必要である障がいのある方 (2) 費用 原則として、サービス利用に係る総費用の 1 割の金額を負担する。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担する。 *要綱等 札幌市重度障がい者入院時コミュニケーション支援実施要綱 *令和 8 年度予算 0 千円 (国補・道補)
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
12 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 (事業開始 令和 6 年 4 月)	
事業内容	重度訪問介護利用者を対象に大学等において就学するにあたり、大学等への通学および大学等の敷地内における身体介護等を行う。 (1) 対象者 重度訪問介護の対象者かつ、以下の要件を満たす大学等に通学している方。 <大学等の要件> 障がいのある学生への支援について協議を行う委員会と支援を担う相談窓口が設置されており、常時介護を要する学生への支援体制構築に向けた計画が策定され、着実に進められていること。 (2) 費用 原則として、サービス利用に係る総費用の 1 割の金額を負担する。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担する。 *要綱等 札幌市重度訪問介護利用者の大学修学支援事業実施要綱 *令和 8 年度予算 1,044 千円 (国補)
照会先	市保健福祉局障がい福祉課

13 入院者権利擁護推進事業 (事業開始 令和6年4月)	
事業内容	精神科病院入院者に対して、支援員が訪問し相談に応じる（入院者訪問支援事業）ほか、退院後の暮らしに向けピアサポーターを派遣する（ピアサポーター活用業務）。 (1) 入院者訪問支援事業（R6.4～開始） 訪問支援員が精神科病院に訪問し、面会を希望する入院患者（札幌市長の同意による医療保護入院者等）の話を丁寧に聴きつつ、入院中の生活に関する一般的な相談に応じることや必要な情報提供を行う。 (2) ピアサポーター活用業務（H21.2～開始） ピアサポーターが精神科病院を訪問し、退院を希望する方の退院後の生活についての不安や課題に対し、当事者の目線で相談に応じることや情報提供を行う等の支援を行う。 ＊要綱等 札幌市入院者訪問支援事業実施要綱 ピアサポーター活用業務実施要綱 ＊令和8年度予算 9,000千円（国補）
照会先	市保健福祉局障がい福祉課
14 医療的ケア児レスパイト事業 (事業開始 令和6年10月)	
事業内容	医療的ケア児の家族に対し、医療保険の時間数を超える訪問看護や医療保険が適用されない自宅外の訪問看護を提供する。 (1) 対象者 医療保険の訪問看護を月1回以上利用している児童（18歳到達後、最初の3月31日まで） (2) 時間 1人当たり48時間/年(4月1日～翌年3月31日) (3) 実施市町村 札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、長沼町、苫小牧市（さっぽろ連携中枢都市圏の一部も対象） ＊要綱等 札幌市医療的ケア児レスパイト事業事業実施要綱 ＊令和8年度予算 28,000千円（国補・道補）
照会先	市保健福祉局障がい福祉課
15 地域ぬくもりサポート事業 (事業開始 平成24年8月)	
事業内容	障がいのある方(利用者)と地域の有償ボランティア(地域サポーター)を結びつけるサポートセンターを設置し、利用者等の募集、マッチング、研修などを実施する。 (1) 対象者 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ・障害福祉サービス、障害児通所支援の受給者証をお持ちの方 ・自立支援医療の受給者証をお持ちの方 ・障害福祉サービス等の対象となる難病に該当する方 (2) 費用 利用者は、家事の援助や話し相手、近隣への送迎といった支援を地域サポーターに依頼し、1回の支援に対して500円を直接支払う。 (3) 申込先 地域ぬくもりサポートセンター ＊要綱等 札幌市地域ぬくもりサポート事業実施要綱 ＊令和8年度予算 18,000千円（市単）
照会先	市保健福祉局障がい福祉課

第4章 経済的援護

第1節 手当・年金等

1 特別障害者手当		(事業開始 昭和 61 年 4 月)	
事業内容	在宅の特別障がい者に対し、著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る所得保障の一環として手当を支給する。		
	1 対象者		
	日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障がいの状態にある 20 歳以上の在宅の方。ただし、病院などに継続して 3 か月を超えて入院している方、施設に入所中の方は該当しない。		
	(別表) 令和 8 年度特別障害者手当等所得制限限度額 (単位：円)		
	扶養親族等の数	本人所得制限 所得額	扶養義務者所得制限 所得額
	0 人	3,758,000	6,287,000
	1	4,138,000	6,536,000
	2	4,518,000	6,749,000
	3	4,898,000	6,962,000
	4	5,278,000	7,175,000
5	5,658,000	7,388,000	
(令和 8 年 8 月支給分以降適用)			
※ 収入額は、給与所得者を例として、給与所得控除額等を加えて表示した額である。			
2 障がいの程度			
1 国民年金 1 級程度の障がいがある方			
2 上肢・下肢・体幹機能障がいの状態が、国民年金 1 級程度で、かつ、日常生活において常時特別の介護を必要とする方			
3 内部障害・その他の疾患の状態が国民年金 1 級程度で、かつ、結核治療指針の安静度 1 度（絶対安静）の状態にある方			
4 重度の精神障がい、日常生活において常に厳重な注意を必要とする方			
3 支給額			
1 人につき月額 30,450 円（令和 8 年 4 月 1 日現在）			
(4) 手続			
区保健福祉部保健福祉課に所定の請求書を提出する。			
*要綱等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律			
*令和 8 年度予算 1,030,661 千円（国負） ※障害児福祉手当・経過的福祉手当を含む。			
照会先	各区保健福祉部保健福祉課		

2 障害児福祉手当 (事業開始 昭和 61 年 4 月)	
事業内容	在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給する。 (1) 対象者 在宅の 20 歳未満の重度障がい児で、日常生活に常時介護を必要とする方。ただし、施設に入所中の方、障がいを事由とする年金を受けている方は該当しない。(所得制限あり、「1 特別障害者手当」の別表参照) (2) 障がいの程度 ① 身体障害者手帳 1 級及び 2 級の一部の方 ② 知的障がい(児)者(療育手帳 A の方のうち、おおむね知能指数 20 以下) ③ 精神障がい、血液障がい等で前記と同等の障がいを有する方 (3) 支給額 1 人につき月額 16,560 円(令和 8 年 4 月 1 日現在) (4) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書を提出する。 *要綱等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 *令和 8 年度予算(国負) ※予算は特別障害者手当に含む。
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
3 経過的福祉手当 (事業開始 昭和 50 年 10 月)	
事業内容	昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の従前の福祉手当受給資格者であって、昭和 61 年 4 月 1 日において特別障害者手当も障害基礎年金も受給することができない方に対し、引き続き支給要件に該当する期間に限って手当を支給する。(所得制限あり、「1 特別障害者手当」の別表参照) (1) 支給額 1 人につき月額 16,560 円(令和 8 年 4 月 1 日現在) *要綱等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 *令和 8 年度予算(国負) ※予算は特別障害者手当に含む。
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

4 特別児童扶養手当

(事業開始 昭和 39 年 9 月)

事業内容

身体又は精神に障がいをもつ児童を養育している方に手当を支給することにより福祉の増進を図る。

(1) 対象者

20 歳未満の児童で身体又は精神に重度、中度の障がいをもつ児童を養育している父母等

(2) 支給制限

① 対象児童が障がいを事由とする年金給付を受けるとき。

② 父母等の前年の所得が別表の額以上のとき。

③ 対象児童が施設に入所しているとき（ただし、通園している場合は除く）。

(3) 支給額 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

障がい程度	手当月額（児童 1 人につき）
1 級（重度）	58,450 円
2 級（中度）	38,930 円

(別表) 令和 8 年度特別児童扶養手当所得制限限度額 (単位：円)

扶養親族等の数	本人所得制限		扶養義務者所得制限	
	収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額
0 人	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
5	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

(令和 3 年 8 月支給分以降適用)

(4) 手続

区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書を提出する。

*要綱等 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

*令和 8 年度予算 142,820 千円（国委）

照会先

各区保健福祉部保健福祉課

5 外国人障害者福祉手当 (事業開始 平成7年7月)											
事業内容	制度的制約により、公的年金を受給できない外国人重度心身障がい者に対し、福祉の向上を図ることを目的として福祉手当を支給する。 (1) 対象者 本市に住民登録をしている、もしくは本市の被措置者である外国人のうち、次のいずれかに該当する方。 ① 昭和37年1月1日以前に生まれ、昭和57年1月1日前に重度心身障がい者だった方、又は昭和57年1月1日以降に重度心身障がい者となり、その初診日が昭和57年1月1日前である方（昭和57年1月2日以降に日本国籍を取得した方を含む）。 ② 昭和36年4月1日から昭和57年1月1日までの間に日本国籍を取得し、取得日前に20歳に達していて重度心身障がい者だった方、又は取得日以降に重度心身障がい者となり、その初診日が取得日前である方。 (2) 支給額 月額 36,000 円 (3) 支給制限 ① 公的年金を受けるようになったとき。（年金額が手当額に満たないときは差額を支給する。） ② 本手当と同様の目的で支給される他の手当等を受けるようになったとき。 ③ 生活保護を受けるようになったとき。 令和8年度所得制限限度額 (単位：円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族の数</th><th>所 得 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 人</td><td>4,918,000 円</td></tr> <tr> <td>1 人</td><td>5,298,000 円</td></tr> <tr> <td>2 人</td><td>5,678,000 円</td></tr> <tr> <td>3 人</td><td>6,058,000 円</td></tr> </tbody> </table> ※令和8年10月支給分以降適用 (4) 手続 区保健福祉部保健福祉課に申請書、所得証明書を提出する。 *要綱等 札幌市外国人高齢者・障害者福祉手当支給要綱 *令和8年度予算 934 千円（道補）	扶養親族の数	所 得 額	0 人	4,918,000 円	1 人	5,298,000 円	2 人	5,678,000 円	3 人	6,058,000 円
扶養親族の数	所 得 額										
0 人	4,918,000 円										
1 人	5,298,000 円										
2 人	5,678,000 円										
3 人	6,058,000 円										
照会先	各区保健福祉部保健福祉課										

事業内容

心身障がい（児）者を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡（又は重度の障がい）した場合に残された心身障がい者に終身一定額の年金を支給する。これにより、障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がい者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図る。

(1) 心身障がい（児）者の範囲

- ① 知的障がい（児）者（療育手帳をお持ちの方）
- ② 身体障がい（児）者（身体障害者手帳の等級が 3 級以上の方）
- ③ 精神又は身体に永続的に障がいを有する（児）者で①又は②と同程度の障がいと認められる方（たとえば脳性麻痺、進行性筋萎縮症、血友病、難病、精神疾患、自閉症など）

(2) 加入資格

前記の心身障がい（児）者を扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族等）であって、次のすべての要件を満たしている方

- ① 札幌市内に住所があること。
- ② 年齢が 65 歳未満であること。（年齢は毎年 4 月 1 日における年齢を基準とし、翌年 3 月 31 日まで同一年齢とする。）
- ③ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

(3) 掛金（月額・新規加入者）

- ① 掛金は、毎月定められた日までに納入する。
 - ② 掛金の額（月額）は、加入時の年齢により異なる。
- ※心身障がい（児）者 1 人につき、2 口まで加入できる。

2 口加入する方の掛金額は、加入時の年齢に応じた掛金月額の合計 となる。

加入時の年齢	平成 20 年 4 月 1 日改正前加入 の方の掛金月額	平成 20 年 4 月 1 日改正後に新たに 加入された方の掛金月額
35 歳未満	5,600 円	9,300 円
35 歳以上 40 歳未満	6,900 円	11,400 円
40 歳以上 45 歳未満	8,700 円	14,300 円
45 歳以上 50 歳未満	10,600 円	17,300 円
50 歳以上 55 歳未満	11,600 円	18,800 円
55 歳以上 60 歳未満	12,800 円	20,700 円
60 歳以上 65 歳未満	14,500 円	23,300 円

(4) 優遇措置

① 掛金の減免

- ア 加入者が生活保護世帯に属している場合 10 割（全額）減免
- イ 加入者及びその配偶者が市民税非課税の場合 5 割減免
- ウ 加入者及びその配偶者が市民税所得割非課税の場合 3 割減免

② 掛金の免除

1 口目、2 口目とも、それぞれ加入（口数追加）してから、継続して 20 年以上になり、かつ、4 月 1 日の時点で 65 歳に達した加入者は、その後初めて到来する加入応答月から掛金が免除される。

（ただし、昭和 61 年 3 月 31 日までに 45 歳未満で加入した方は、25 年以上続けて加入し、かつ、65 歳以上になった場合に免除となる。）

③ 税制上の措置

- ア 掛金は、所得税及び地方税の対象となる所得から全額控除される。

事業内容	イ 年金、弔慰金には、所得税が課されない。		
	5 年金の支給		
	① 加入者が死亡又は重度の障がい（一定の条件あり）となったときは、その月から心身障がい（児）者に対し、1口につき毎月2万円の年金を支給する。		
	② 年金は、心身障がい（児）者の生涯にわたって支給する。		
	注：加入者又は心身障がい（児）者に、故意又は重大な過失があったときは、年金が支給されないことがある。		
	(6) 年金管理者		
	心身障がい（児）者が年金を受け取り、管理することが困難であるときは、加入者はあらかじめ年金管理者を指定することができる。		
	(7) 弔慰金の支給		
	1年以上加入した後、心身障がい（児）者が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給される。		
	加入期間	平成20年4月1日改正前加入の方の1口当たりの支給額	平成20年4月1日改正後に新たに加入された方の1口当たりの支給額
1年以上5年未満			
30,000円			
50,000円			
5年以上20年未満			
75,000円			
125,000円			
20年以上			
150,000円			
250,000円			
	(8) 脱退一時金の支給		
	5年以上加入した後、加入者が脱退又は口数を減少するとき、一時金として加入期間に応じて脱退一時金が支給される。		
	加入期間	平成20年4月1日改正前加入の方の1口当たりの支給額	平成20年4月1日改正後に新たに加入された方の1口当たりの支給額
	5年以上10年未満		
	45,000円		
	75,000円		
	125,000円		
	20年以上		
	150,000円		
	250,000円		
	(9) 加入手続		
	区保健福祉部保健福祉課に加入等申込書等を提出する。		
	＊要綱等 札幌市中心身障害者扶養共済制度条例 同施行規則		
	＊令和8年度予算 480,246千円（国補）		
照会先	市保健福祉局障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課		

第2節 福祉機器

1 補装具費の支給

(事業開始 平成 18 年 10 月)

事業内容

身体機能を補完、代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具（車椅子、補聴器等）の購入、修理又は借受け（以下この事業内容内において「購入等」という。）に必要な費用を支給する。

(1) 支給対象種目

障がいの種類	種 目
肢体不自由	義肢（義手、義足）、装具（レディメイド、オーダーメイド）、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚つえ、松葉づえ、プラットホーム杖）、車載用姿勢保持装置 ※18 歳未満のみ～起立保持具、排便補助具
重度の肢体不自由 かつ音声・言語障がい	重度障害者用意思伝達装置
視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡（矯正用、遮光用、コンタクトレンズ、弱視用）
聴覚障がい	補聴器（高度難聴用（ポケット型、耳かけ型）、重度難聴用（ポケット型、耳かけ型）、耳あな型（レディメイド、オーダーメイド）、骨導式（ポケット型、眼鏡型）） 人工内耳（人工内耳音声信号処理装置の修理のみ）
難病患者等	車椅子、電動車椅子、歩行器、意思伝達装置、装具、歩行補助つえ等

なお、補装具の種類、規格等は「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に基づく。

(2) 手続

区保健福祉課に申請書、見積書、住民税の証明書等を提出し、支給決定及び補装具費支給券の交付を受けた後、事業者と契約を結んで補装具の納品又は修理を受ける。

(3) 費用負担

補装具の購入等にかかる費用の 1 割を負担することとなるが、市民税の課税状況等に応じて月額負担上限額が設定される。

市民税課税状況等	月額負担上限額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯	37,200 円

※ 市民税の所得割額が一定額（46 万円）以上の場合は、支給対象外となる。
（障がい児は除く。）

* 要綱等 札幌市補装具費支給事務取扱要綱

* 令和 8 年度予算 761,672 千円（国負・道負）

照会先

各区保健福祉部保健福祉課

事業内容

日常生活上の便宜を図るための用具であって、一般的に普及していない用具（特殊寝台、ストーマ用装具等）を給付する。

(1) 対象者

身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方及び難病患者等で、下記表の「対象者」にそれぞれ掲げるとおり（原則は在宅の方を対象とするが、歩行補助つえ、頭部保護帽、保護ブーツ、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字器、人工喉頭、ストーマ用装具及び収尿器については、病院・施設等に入院・入所中であっても給付の対象とする）。

(2) 給付手続

区保健福祉課に申請書、見積書、住民税の証明書等を提出し、給付券の交付を受け、札幌市の委託業者から給付を受ける。

(3) 費用

日常生活用具の給付に要する費用の 1 割を負担することとなるが、市民税の課税状況等に応じて月額負担上限額が設定される。

市民税課税状況等	月額負担上限額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯	37,200 円（ストーマ用装具にあつては 3,100 円）

※ 市民税課税額が一定額を超える場合は、支給対象外となる。

※ 市民税課税額が一定額を超える場合は、支給対象外となる。

(4) 日常生活用具の種類				
区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
事業内容 介護・訓練支援用具	特殊寝台	①下肢又は体幹機能障がい（児）の程度が 2 級以上である身体障がい者（児）であり、原則として学齢児以上の者であって、寝返り、起き上がり、立ち上がり等が困難な者。 ②難病患者等であって、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者。	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。 （本体と一括交付する場合に限り、基準額内で付属品としてテーブル及びサイドレールを給付することができる。）	8 年
	特殊マット	【特殊マット】 次のいずれかの要件を満たしている者 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定された障がいの程度が重度又は最重度である者で、原則として 3 歳以上の者 イ 下肢又は体幹機能障がい（児）の程度が 2 級以上である身体障がい者（児）で、原則として 3 歳以上の者 ウ 下肢又は体幹機能障がい（児）の程度が 1 級である身体障がい者（常時介護を要する者に限る） エ 難病患者等であって、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためのマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの。	5 年
		【褥瘡防止マット】 次のいずれかの要件を満たし、褥瘡を発症している者又はそのおそれがある者 ア 下肢又は体幹機能障がい（児）の程度が 2 級以上である身体障がい者（児）で、原則として 3 歳以上の者 イ 下肢又は体幹機能障がい（児）の程度が 1 級である身体障がい者（常時介護を要する者に限る） ウ 難病患者等であって、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者	褥瘡防止のためのものであって、次のいずれかに該当するもの ア エアーマットと送風装置からなるもの イ 特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの	5 年
	特殊尿器	①下肢又は体幹機能障がい（児）の程度が 1 級である身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。（常時介護を要する者に限る。） ②難病患者等であって、自力で排尿できず、ADL「排泄」が「一部介助」又は「全介助」の者。	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい（児）の程度が 2 級以上であり、入浴に介護を要する身体障がい者（児）であって、原則として 3 歳以上の者。	障がい者（児）を担架に乗せたまま容易に入浴させることができるもの。（ただし、移動用リフトのスリングシートを除く。）	5 年
	体位変換器	①下肢又は体幹機能障がい（児）の程度が 2 級以上であり、下着交換等に当たって他人の介助を要する身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。 ②難病患者等であって、寝たきりの状態にあり、ADL「歩行」「排泄」「食事」「入浴」「着脱衣」がすべて「一部介助」又は「全介助」の者。	障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5 年
	移動用リフト	①下肢又は体幹機能障がい（児）の程度が 2 級以上の身体障がい者（児）であって、原則として 3 歳以上の者。 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいがあり、ADL「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者。	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、介助者が身体障がい者（児）又は難病患者等を移動・入浴させるに当たって容易に使用し得るもの。（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うもの、立ち上り補助椅子及び段差解消機を除く。）	4 年

区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
自立生活支援用具	入浴補助用具	①下肢又は体幹機能に障がいがあり、入浴に介助を必要とする身体障がい者（児）であって、原則として3歳以上の者。 ②難病患者等であって、入浴に介助を要する者。	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの（例：入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ等）。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うもの及び入浴用リフトを除く。 ※住宅改修費の給付対象外の者であって、設置にあたり取付費用を必要とする場合は、取付費用を含む。	8年
	ポータブル便器	①下肢又は体幹機能障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。 ②難病患者であって、常時介護を要する状態にあり、ADL「排泄」が「一部介助」又は「全介助」の者	障がい者（児）又は難病患者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	歩行補助つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、自力での移動が困難な身体障がい者（児）。	木材又は軽金属製で障がい者が容易に使用し得るもの（補装具費の支給対象となるものを除く）。必要に応じて、アイスピックをつけることができる（10月～3月に限る）。	3年
	移動・移乗支援用具	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障がい者（児）であって、原則として3歳以上の者。 ②難病患者等であって、下肢が不自由で、ADL「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者。	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、簡易昇降便座、補高便座等の用具であること。 ア 障がい者（児）又は難病患者等の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ※住宅改修費の給付対象外の者であって、設置にあたり取付費用を必要とする場合は、取付費用を含む。	8年
	頭部保護帽	次のいずれかの要件を満たしている者。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。 イ 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいがあり、頻繁に転倒する身体障がい者（児）。 ウ てんかんを事由とした精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者で、転倒の恐れがある者。	転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3年
	特殊便器	①次のいずれかの要件を満たしている者。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者であって、原則として学齢児以上の者。 イ 上肢障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。 ②難病患者等であって、上肢機能に障がいのある者。	障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもので、温水・温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年

区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
	火災警報器	次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者。 イ 総合等級 2 級以上の身体障がい者（児） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	
自立生活支援用具	自動消火器	①次のいずれかの要件を満たしている者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ア 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者。 イ 総合等級 2 級以上の身体障がい者（児） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。 ②難病患者等であって、身体機能の低下又は視力の障がいにより消火活動が困難で、A D L「歩行」が「一郡介助」又は「全介助」の者。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消し得るもの。	8 年
	電磁調理器	次のいずれかの要件を満たしている者。 ア 視覚障がいの程度が 2 級以上である身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者（児）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度であって、18 歳以上の者。	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの。	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がいの程度が 2 級以上である身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がいの程度が 2 級である身体障がい者。（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であり、現に所有していない場合に限る。）	音声及び言語を視覚、触覚で知覚できる装置を備えており、取扱いが容易なもの。 ※サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む	10 年
	保護ブーツ	下肢又は体幹機能障がいの程度が 2 級以上であり、車いすを利用している身体障がい者であって、原則として 3 歳以上の者。	足部の保護及び保温をする性能を有し、容易に着脱することができるもの。	3 年

事業内容	在宅療養支援用具	区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
			透析液加温器	じん臓機能障がい程度が 3 級以上である身体障がい者（児）であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者。	透析液を加湿し、一定温度を保つもの。	5 年
			ネブライザー	①呼吸器機能障がい程度が 3 級以上又はこれと同程度の障がいを有する総合等級 3 級以上の身体障がい者（児）であって、安全・適切に使用できる介助者がいる者。 ②難病患者等であって、次のいずれかの要件を満たしている者。 ア 呼吸器機能に障がいがある者。 イ 総合等級 4 級以上である身体障がい者（児）で医師が器具の常備を必要と認めた者。	障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5 年
			電気式たん吸引器	①呼吸器機能障がい程度が 3 級以上又はこれと同程度の障がいを有する総合等級 3 級以上の身体障がい者（児）であって、安全・適切に使用できる介助者がいる者。 ②難病患者等であって、次のいずれかの要件を満たしている者。 ア 呼吸器機能に障がいがある者。 イ 総合等級 4 級以上である身体障がい者（児）で医師が器具の常備を必要と認めた者。	障がい者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5 年
			酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を行う身体障がい者	障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。	10 年
			盲人用体温計（音声式）	視覚障がい程度が 2 級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5 年
			盲人用体重計（音声式又は触読式）	視覚障がい程度が 2 級以上の身体障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5 年
			視覚障害者用血圧計（音声式）	視覚障がい程度が 2 級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	5 年
			パルスオキシメーター	①次のいずれかの要件を満たしており、かつ、在宅酸素療法を行っている者又は人工呼吸器を装着している者。 ア 呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいを有する身体障がい者（児）。 イ アと同程度の障がいを有する身体障がい者（児）であって、医師が必要と認めた者。 ②難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要であり、かつ、常時精密なデータの管理を必要とする等、医師が器具の常備が必要であると認めた者。	①障がい者（児）が容易に使用し得るもの。（注 1） ②呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するなど、難病患者等が容易に使用し得るもの。 ※性能については、対象者欄と同じ番号のみ該当	5 年

	区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
情報・意思疎通支援用具		携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい を有する又は肢体不自由である身体障がい者（児）であって、発声・発語に著しい障がい を有する者で、原則として学齢児以上の者。	ア 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者（児）が容易に使用し得るもの イ タブレット端末上で動作するアプリケーションソフトであって、アと同様の機能を有するもの。必要に応じてキーカード及びキーガード固定器具をつけることができる。	5 年
		情報・通信支援用具	視覚障がい又は上肢障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、情報機器（パーソナルコンピュータ）を操作するにあたり、障がいの特性に応じた周辺機器及びソフト等を必要とする者で、原則として学齢児以上の者。	視覚障がい又は上肢障がいがあることにより、必要となる周辺機器及びソフト等であって、障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5 年
		点字ディスプレイ	視覚障がいの程度が2級以上である身体障がい者（児）であって、必要と認められる者。	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6 年
		点字器	視覚障がい を有する身体障がい者（児）であって、必要と認められる者。	ア 標準型 点字板と定規と点筆を組み合わせて使用する両面書真鍮板製若しくは点字板と定規が一体となったものと点筆を組み合わせて使用する両面書プラスチック製であって、標準規格の点字用紙（191mm×258mm）に点字を書くことができるもの。 イ 携帯用 点字板と定規が一体となったものと点筆を組み合わせて使用するもので、携帯して使用することが可能なもの。	ア 7 年 イ 5 年
		点字タイプライター	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。（本人が就学若しくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5 年
		視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。	ア 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。 イ 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6 年
		視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。	視力に障がい を有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積識別情報と音声データを関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するものであって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5 年
		視覚障害者用活字読上げ装置	視覚障がいの程度が2級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声情報に変換して、出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6 年

事業内容	情報・意思疎通支援用具	区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
			視覚障害者用 拡大読書器	視覚障がい者を有する身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上、又は下に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの。ただし、本装置を使用しても文字等を読むことができない視覚障がい者（児）に対しては、音声読上げ機能も付加されたもの。	8 年
			視覚障害者用緊急地震速報受信ラジオ	視覚障がいの程度が２級以上の身体障がい者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で現に所有していない場合に限る）	点字表記及び操作を音声で読み上げる機能を有するもので、緊急地震速報の受信に伴い自動的に電源が入り、地上デジタル放送の音声及びAM/FMラジオ放送を受信する機能を有する機器。	5 年
			盲人用時計	視覚障がいの程度が２級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。（本人が現に所有していない場合に限る。）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	10 年
			聴覚障害者用 通信装置	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がいの程度が３級以上の身体障がい者（児）であって、原則として学齢児以上の者。（ただし、同一世帯内に既に給付されている場合を除く。）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	5 年
			聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障がい者を有する身体障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。（原則として、同一世帯内に一台の給付に限る。）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの。	6 年
			人工喉頭	音声機能又は言語機能障がい者を有する身体障がい者（児）であって、本装置により意思疎通が可能となる者。	ア 笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 イ 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。（電池及び充電器を含む。）	ア 4 年 イ 5 年
	排泄管理支援用具		ストーマ用装具	次のいずれかの要件を満たしている者 ア 人工肛門、人工膀胱を造設した者又は治療困難な腸瘻がある者であって、人工肛門、人工膀胱又は治療困難な腸瘻から排便・排尿処理を行っている身体障がい者（児） イ 高度の排尿機能障がい者を有する身体障がい者（児）であって、常時カテーテルにて導尿を行っている者。	ア ストーマ用装具（消化器系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋であって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。別表１の２に定める付属品を含む。（※注１） イ ストーマ用装具（尿路系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップの付いたものであって、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。別表１の２に定める付属品を含む。（ただし、導尿用のカテーテルは除く。）	—
			収尿器	ぼうこう機能障がい者を有する身体障がい者（児）で、排尿処理を行うことが困難な者。	ア 男性用 収尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置のついたもの。 イ 女性用 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの（普通型）若しくはポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの。（簡易型）	1 年

	区分	種 目	対 象 者	性 能	耐用年数
	住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	①次のいずれかの要件を満たしている者 ア 下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）の障がい程度が３級以上である身体障がい者（児）であって、学齢児以上の者。 イ 特殊便器への取替えをする場合に限り、上肢障がいの程度が２級以上の身体障がい者（児）であって、学齢児以上の者。 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいがあり、ＡＤＬ「歩行」が「一部介助」又は「全介助」の者	障がい者（児）又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものの（新築は除く）。賃貸住宅にあっては家主の改修許可が得られる場合に限る。（退去時の原状回復費用は対象外）。	—
事業内容	※注１ ストーマ用装具に記載のある別表１の２の内容は次のとおり。練状皮膚保護剤、粉状皮膚保護剤、板状皮膚保護剤、用手成形皮膚保護剤、固定用ベルト、固定用テープ、コンバックスインサート、剥離剤（リムーバー）、皮膚被膜剤（スキンバリア）、レッグバッグ、ナイトドレーナージバッグ、パウチカバー、ストーマ用はさみ、消臭・潤滑剤 ＊要綱等 札幌市重度障がい者（児）等日常生活用具給付事業実施要綱 ＊令和８年度予算 ５２８,９３４千円（国補・道補）				
照会先	各区保健福祉部保健福祉課				

3 子どもの補聴器購入費等助成		(事業開始 平成 26 年 4 月)						
事業内容	軽度・中等度難聴のある子どもの補聴器購入・修理に要する費用を助成する。							
	(1) 対象者 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある、札幌市にお住まいの満 18 歳未満の子どもの保護者（聴力レベルや保護者の所得に制限がある）							
	(2) 助成手続 補聴器を購入又は修理する前に補聴器相談医の意見書、補聴器業者の見積書等を添付して区保健福祉課で申請する。助成決定後、補聴器業者で購入又は修理した後、助成金を交付する（助成金の受領を補聴器業者に委任することができる）。							
	(3) 助成対象となる費用 補聴器本体の購入又は修理にかかる費用（助成基準額は、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度における「耳かけ型補聴器」の支給基準額に準じる。）※補聴援助システム（FM 式・デジタルワイヤレス式）も助成対象							
	(4) 費用負担 市民税の課税状況等に応じて、下表のとおり自己負担額がある。							
	<table><tr><th>市民税課税状況等</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>生活保護受給世帯・市民税非課税世帯</td><td>0 円</td></tr><tr><td>市民税課税世帯</td><td>助成基準額の 1 割</td></tr></table>	市民税課税状況等	自己負担額	生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円	市民税課税世帯	助成基準額の 1 割	
市民税課税状況等	自己負担額							
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円							
市民税課税世帯	助成基準額の 1 割							
	※ 購入又は修理に要する費用と助成基準額との差額については、表の区分に関わりなく自己負担となる。							
	* 要綱等 札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業実施要綱							
	* 令和 8 年度予算 4,900 千円（市単）							
照会先	各区保健福祉部保健福祉課							
4 点字図書の給付		(事業開始 平成 4 年 4 月)						
事業内 容	情報を点字によって得ている視覚障がい者（児）に対し、点字図書を給付する。							
	(1) 給付手続							
	① 区保健福祉部長に登録申請書を提出し、点字図書給付台帳に登録を受ける。							
	② 区保健福祉部長に給付申請書及び指定の出版施設が発行する点字図書発行証明書を提出し、点字図書発行証明書に区保健福祉部長の証明を受け、出版施設から給付を受ける。							
	(2) 費用負担 一般図書の購入価格相当額を出版施設に支払う。							
	* 要綱等 札幌市点字図書給付事業実施要綱							
	* 令和 8 年度予算 ※予算は札幌市重度障がい者（児）日常生活用具給付に含む。（国補・道補）							
照会先	各区保健福祉部保健福祉課							

第3節 補助・助成

	1 障がい者交通費助成 (事業開始 昭和46年9月)
事業内容	障がい等のある方に対して、バス・地下鉄・市電（以下「公共交通機関」という。）の乗車料金、タクシー料金又は自動車燃料費の一部助成するもの。なお、助成は選択制であり、有効期間の途中で他の助成へ切り替えることはできない。また、障害者手帳を複数所持している場合においても、複数の助成を受けることはできない。 (1) 助成の種類・対象者 ① 福祉乗車証（ICカード） 市内の公共交通機関を無制限で利用できる乗車証。 対象者：身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方 ② 助成チャージ 記名サピカ又は福祉割引サピカに助成額をチャージ。 対象者：身体障害者手帳3～4級、療育手帳B、戦傷病者手帳第4～6項症及び第1～5款症、いつくしみの手帳重度・軽度、被爆者健康手帳所持者のうち「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定するいずれかの手当受給者、精神障害者保健福祉手帳3級の方（助成上限額は、障がい種別・等級によって異なる。） ③ 福祉タクシー利用券 1枚500円分の利用券を助成。 対象者：身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、精神障害者保健福祉手帳1～2級（以下「重度障がい者」という。）、身体障害者手帳3～4級、療育手帳B、戦傷病者手帳第4～6項症及び第1款症、いつくしみの手帳重度、被爆者健康手帳所持者中「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定するいずれかの手当受給者、精神障害者保健福祉手帳3級（以下「中度障がい者」という。）の方。助成上限額は、重度障がい者39,000円（78枚）、中度障がい者13,000円（26枚） ④ 福祉自動車燃料助成券 1枚1,000円分の助成券を助成。 対象者：重度障がい者又は中度障がい者で、そのうち自ら自動車を運転できる方又は親族で代わりに運転できる方を確保できる方。助成上限額は、重度障がい者30,000円（30枚）、中度障がい者10,000円（10枚） 1 手続 区保健福祉課に障害者手帳及び所定の申請書を提出する。 *要綱等 札幌市障がい者等に対する交通費助成規則 *令和8年度予算 3,227,471千円（市単）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課

2 障がい者通所交通費助成		(事業開始 平成 3 年 8 月)
事業内容	対象施設に定期的に通所する障がいのある方や難病患者等の身体機能や生活能力等の維持・向上を図り、社会参加や社会復帰を促進することを目的に、定期的に通所するために要する交通費の一部を助成する。 (1) 対象者 ① 身体障がい 3～6 級の方 ② 知的障がい B・B－の方 ③ 精神障がい 3 級の方 ④ 自立支援医療（精神通院医療）を受けている方 ⑤ 知的又は精神障がいにより対象施設のいずれかに通所している方 ⑥ 難病患者等 ※ 身体障がい 1・2 級、知的障がい A、精神障がい 1・2 級の方は原則、助成対象とならない。ただし、JR 鉄道を利用している場合や、福祉乗車証の交付を受けている方で市外に通所している場合については、福祉乗車証の適用範囲外の部分について助成対象になることがある。 (2) 助成額 自宅から通所施設までの運賃（実費分）に助成率を乗じた 1 日当たりの金額に、通所日数を乗じた額。 ※助成率は、利用する交通機関のすべてで、交通事業者による障がい者への運賃割引が適用される場合は 25%（ただし、月の通所日数が 20 日を超える場合、20 日を超えた分については、50%）、利用する交通機関に、運賃割引が適用されないものが含まれる場合は 50% *要綱等 札幌市障がい者等通所交通費助成要綱 *令和 8 年度予算 79,931 千円（市単）	
照会先	市保健福祉局障がい福祉課	
3 身体障がい者自動車改造費補助		(事業開始 昭和 50 年 4 月)
事業内容	重度の身体障がいがある人が就労等に伴い、本人が所有し自ら運転する自動車を自己の障がい特性に配慮した仕様へ改造（操行装置及び駆動装置等）する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を補助する。 (1) 対象者 ① 身体障害者手帳の肢体不自由の障がい等級が 1 級又は 2 級の方 ② 改造により自立更生の促進が図られる方 ③ 特別障害者手当の所得制限の基準に該当しない方（P26 の別表参照） ※ ただし、改造後の申請は、補助対象とならない。 (2) 補助額 50,000 円（限度額） (3) 手続 区保健福祉部保健福祉課に所定の申請書、見積書、改造部分のカatalog、車検証の写、運転免許証の写、世帯の所得に関する資料等を提出する。 *要綱等 札幌市身体障がい者自動車改造費補助金交付要綱 *令和 8 年度予算 2,140 千円	
照会先	各区保健福祉部保健福祉課	

4 コミュニケーションツール作成費補助		(事業開始 平成 30 年 6 月)
事業内容	事業者や町内会・PTA等の団体に対し、資料の点字・音訳版作成等の障がい特性に応じたコミュニケーション手段を活用するためのツール作成に係る費用を補助する。 1 対象者 ① 札幌市内に事業所を有する事業者 ② 札幌市内において活動する町内会、サークル、PTA 等の団体やグループ 2 補助件数 5 件（上限） 3 補助額 10,000 円（限度額） 4 手続 市保健福祉局障がい福祉課に所定の申請書、仕様書、カタログ、見積書等の写し等の資料を提出する。 *要綱等 札幌市コミュニケーションツール作成費補助金交付要綱 *令和 8 年度予算 50 千円	
照会先	市保健福祉局障がい福祉課	

第5章 社 会 復 帰

第1節 就労

1 障がい者地域共同作業所運営費補助			(事業開始 昭和 56 年 4 月)													
事業内容	在宅の障がい者に対し、創作的活動や社会参加のための場を提供するとともに日常生活上の支援などを行う地域共同作業所の運営費に対する助成を行う。															
	(1) 対象施設															
	1 原則として 5 名以上の利用がある（重症心身障がい者が主に利用する作業所を除く）															
	2 開設日は、原則として週 5 日以上															
	3 利用人数に応じた支援員を配置															
	(2) 補助金額															
	<table><tr><td rowspan="2">補助基本額</td><td>4,870,000 円</td><td>通所者数 4 名の場合（重症心身障がい支援作業所加算対象作業所を除く）</td></tr><tr><td>5,330,000 円</td><td>通所者数 5 名の場合（重症心身障がい支援作業所加算対象作業所は人数に関係なく適用）</td></tr><tr><td>重度障がい者支援加算</td><td>348,000 円</td><td>重度の通所者 1 人につき</td></tr><tr><td>賃貸作業所家賃補助加算</td><td>家賃額×1/2</td><td>（上限 360,000 円）</td></tr><tr><td>重症心身障がい者支援作業所加算</td><td>1,740,000 円 ～6,960,000 円</td><td>重心者が常時 2 人～5 名利用</td></tr></table>			補助基本額	4,870,000 円	通所者数 4 名の場合（重症心身障がい支援作業所加算対象作業所を除く）	5,330,000 円	通所者数 5 名の場合（重症心身障がい支援作業所加算対象作業所は人数に関係なく適用）	重度障がい者支援加算	348,000 円	重度の通所者 1 人につき	賃貸作業所家賃補助加算	家賃額×1/2	（上限 360,000 円）	重症心身障がい者支援作業所加算	1,740,000 円 ～6,960,000 円
補助基本額	4,870,000 円	通所者数 4 名の場合（重症心身障がい支援作業所加算対象作業所を除く）														
	5,330,000 円	通所者数 5 名の場合（重症心身障がい支援作業所加算対象作業所は人数に関係なく適用）														
重度障がい者支援加算	348,000 円	重度の通所者 1 人につき														
賃貸作業所家賃補助加算	家賃額×1/2	（上限 360,000 円）														
重症心身障がい者支援作業所加算	1,740,000 円 ～6,960,000 円	重心者が常時 2 人～5 名利用														
(3) 地域共同作業所の状況																
地域共同作業所 2 作業所																
＊要綱等 札幌市障がい者地域共同作業所運営費補助要綱																
＊令和 8 年度予算 27,162 千円（市単）																
照会先	市保健福祉局障がい福祉課															
2 障がい者施設等製品常設販売所運営費補助			(事業開始 平成元年 9 月)													
事業内容	障がい者施設で作られる製品の販売を促進することにより、障がいのある方の社会的自立を促進するとともに、障がいのある方の活動等の理解促進を図るため、常設販売所の運営費に対して補助を行う。															
	(1) 元気ショップいこ～る															
	○ 開設 平成元年 9 月															
	○ 場所 北区北 6 条西 4 丁目 JR 札幌駅西コンコース「食と観光の情報館」内															
	○ 電話 213-5063															
	○ 運営 一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会															
	(2) 元気ショップ															
○ 開設 平成 18 年 12 月																
○ 場所 中央区大通西 3 丁目 地下鉄南北線大通駅コンコース																
○ 電話 210-1147																
○ 運営 特定非営利活動法人 さっされん																
＊要綱等 札幌市障がい者施設等製品常設販売所運営費補助要綱																
＊令和 8 年度予算 40,663 千円（運営補助・市単）																
照会先	市保健福祉局障がい福祉課															

3 障がい者協働事業運営費補助 (事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	障がいのある方もない方も対等な立場でともに働ける新しい職場形態の構築を進め、地域社会に根ざした障がいのある者の就労の促進並びに社会的、経済的な自立を図ることを目的として行われる「障がい者協働事業」の運営経費に対する補助を行う。 (1) 主な補助要件 ○ 法人が行う事業であること ○ 障がいのある方を 5 名以上かつ全従業員の 5 割以上雇用して行う事業であること ○ 週 30 時間以上勤務する雇用契約を結んでいること (2) 補助金額 補助基本額年額 6,860 千円（障がい者従業員 5 名）～10,510 千円（障がい者従業員 9 名） 家賃加算 家賃年額×1/2（上限 480 千円） 設備費補助（初年度のみ）1,000 千円 *要綱等 札幌市障がい者協働事業運営費補助要綱 *令和 8 年度予算 97,000 千円（市単）
照会先	市保健福祉局障がい福祉課
4 地域活動支援センター運営費補助 (事業開始 平成 18 年 10 月)	
事業内容	障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会参加の促進等を図る「地域活動支援センター」の運営費に対する補助を行う。 (1) 一般型（30 カ所） ア 対象施設 1 定員 10 名以上で、常に 5 名以上の利用がある。 2 週 5 日以上開設している。 3 利用人数に応じた支援員が配置されている。 イ 補助金額 ① 補助基本額 単独型 6,148 千円～13,027 千円（利用人数に応じて設定） ※通所者が 19 名を超える場合は超えた人数 1 名につき、487 千円を加算 併設型 4,844 千円～10,282 千円（利用人数に応じて設定） ② 重度障がい者支援加算 1 人につき 103 千円 ③ 家賃（地代）補助加算 家賃額×1/2（上限 381 千円） ④ 就労支援員配置加算 1 人につき 193 千円 ⑤ 送迎加算 1 人片道につき 100 円 (2) 相談支援併設型（2 カ所、これ以外に指定管理者による運営 1 カ所） ア 対象施設 ① 障がい者相談支援事業と一体的に運営されている。 ② 定員 20 名以上である。 ③ 週 40 時間以上開設している。 ④ 精神保健福祉士等が配置されている。 イ 補助金額 年間 10,222 千円 (3) 就労者支援型（3 カ所） ア 対象施設 1 障がい者就業・生活相談支援事業と一体的に運営されている。 2 概ね 5 名以上の利用がある。 3 週 5 日以上開設している。

	4 交流活動推進員が配置されている。 イ 補助金額等 1 補助基本額 6,635 千円 2 家賃（地代） 補助加算 家賃額×1/2（上限 381 千円） ウ 実施施設 ①「わ〜くカフェ ジョイン」 中央区大通西 19 丁目視聴覚障がい者情報センター内 電話：011-640-2777 ②「～NAV I」（からなび） 北区北 17 条西 4 丁目 2－28 藤井ビル北 17 条 I 301 号室 電話：011-768-7880 ③「地域活動支援センター プラス＋」 豊平区豊平 8 条 11 丁目 2-18 電話：011-598-9394 交流の場の利用については、各事業所に直接お問い合わせください。 *要綱等 札幌市障がい者地域活動支援センター運営費補助要綱 *令和 8 年度予算 340,705 千円（運営補助・一部国補・道補）
照会先	市保健福祉局障がい福祉課

5 障がい者就業・生活相談支援事業			（事業開始 平成 22 年 10 月）
事業内容	障がいのある方の自立を援助するため、求職相談や、求職活動支援をはじめ、雇用主への助言や制度紹介など、就業にかかわる総合的な支援を行う。利用料は無料。 また、障害者職業能力開発プロモーターが、障がいのある方と企業等に対し、職業訓練の周知・広報等を進めるほか、企業等での職業訓練の場の開拓や訓練実施の調整等を行う（「就業・生活応援プラザとねっと」に配置）。		
	事業所名	所在地	電話
	就業・生活応援プラザとねっと	中央区北 1 条西 20 丁目 1－1 ラントレボ－601 号	640-2777
	就業・生活相談室からびな	北区北 17 条西 4 丁目 2－28 藤井ビル北 17 条 I 301 号室	768-7880
	就業・生活相談室テラス	豊平区豊平 8 条 11 丁目 2-18	598-9394
	就業・生活相談室しんさっぽろ	厚別区厚別中央 3 条 3 丁目 3-33 システムコート新札幌 106 号室	887-7075
	*要綱等 札幌市障がい者就業・生活相談支援事業実施要綱 *令和 8 年度予算 110,772 千円（市単）		
照会先	市保健福祉局障がい福祉課		

6 障がい者元気スキルアップ事業 (事業開始 平成 23 年 12 月)	
事業内容	障がいのある方の雇用機会の充実を図るため、障がいのある方、障がい福祉サービス事業所、民間企業に対する研修、職場実習、職業紹介、職場開拓を行う事業。 ○委託先 キャリアバンク株式会社 (TEL251-0130) *令和 8 年度予算 6,355 千円 (市単)
照会先	キャリアバンク株式会社 元気スキルアップ事業事務局
7 重度障がい者等就労支援事業 (事業開始 令和 4 年 10 月)	
事業内容	民間企業や自営業等で働く重度障がい者を対象に、通勤時や職場等において重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施。 *要綱等 札幌市重度障がい者等就労支援事業実施要綱 *令和 8 年度予算 162,169 千円
照会先	市保健福祉局障がい福祉課

第2節 機能回復・訓練

1 日常生活訓練 (事業開始 昭和 53 年 8 月)	
事業内容	運動訓練や日常動作訓練等、日常生活に必要な機能の維持のための自立訓練を目的とする。 (1) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (2) 場 所 札幌市身体障害者福祉センター ＊要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 ＊令和 8 年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
2 社会適応訓練 (事業開始 昭和 55 年 4 月)	
事業内容	教養の向上、社会適応に必要な教養講座等の講習会（陶芸、手話、生花、茶道等）を行い社会生活への適応を高め、身体障がい者の自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とする。 (1) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (2) 場 所 札幌市身体障害者福祉センター ＊要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 ＊令和 8 年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
3 音声機能障害者発声訓練 (事業開始 昭和 50 年 10 月)	
事業内容	疾病等により、喉頭を摘出し音声機能を失った方に対し、発声訓練を行うことにより社会復帰を促進する。 (1) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (2) 場 所 札幌市身体障害者福祉センター ＊要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 ＊令和 8 年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
4 聴能言語訓練 (事業開始 昭和 62 年 9 月)	
事業内容	コミュニケーションの手段に著しい障がいをもつ聴覚障がい者に対し、その聴力損失の程度により残存能力の活用、ことばの習得の訓練を行い、聴覚障がい者の自立を図るとともに社会への適応を高めることを目的とする。 (1) 委託先 札幌聴覚障害者協会 (2) 場 所 札幌市視聴覚障がい者情報センター (3) 内 容 補聴器装用訓練、発音・発語訓練等 (4) 対象者 市内に居住する聴覚障がい者（失語症の方は除く） (5) 手 続 電話・FAX 申込 ＊要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 ＊令和 8 年度予算 1,466 千円（市単）
照会先	札幌聴覚障害者協会

5 中途失明者社会適応訓練 (事業開始 昭和 58 年 6 月)	
事業内容	視覚に障がいのある方に対し、日常生活に必要な基礎的訓練等を行い、社会復帰の促進を図る。 (1) 対象者 原則として 15 歳以上の中途失明者 (2) 実施機関 札幌市視聴覚障がい者情報センター（札幌市視覚障害者福祉協会へ一部委託） (3) 訓練内容 点字訓練、音声パソコン訓練、白杖歩行訓練、日常生活動作訓練、その他相談 (4) 手続 各区保健福祉部保健福祉課又は視聴覚障がい者情報センターに申請書を提出 *要綱等 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和 8 年度予算 9,073 千円（国補・道補）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課 市保健福祉局視聴覚障がい者情報センター
6 オストメイト社会適応訓練事業 (事業開始 平成 3 年 4 月)	
事業内容	人工肛門、人工膀胱を造設した方及びその家族を対象にストーマ用装具や社会生活に必要な知識を習得するための講習会を行い、社会復帰の促進を図る。 (1) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和 8 年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
7 失語症言語機能訓練 (事業開始 平成 19 年 4 月)	
事業内容	失語症の方を対象に、発音、発語等の訓練を行い、自立促進と社会生活への適応力を高めることを目的に行っている。 (1) 対象者 失語症障がい者 (2) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 (3) 訓練内容 発音、発語等の訓練 *令和 8 年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
8 「言葉の教室」開催事業 (事業開始 平成 3 年 4 月)	
事業内容	失語症の方を対象に、言語聴覚士によるリハビリを行い、社会復帰の促進を図る。 (1) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *令和 8 年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

第6章 社会参加・レクリエーション

第1節 社会参加の促進

1 障害者社会参加推進センター (事業開始 平成4年4月)	
事業内容	障がいのある方の地域での自立生活や社会参加促進のため、情報収集等を行う。 (1) 事業内容 ① 障がい者の社会参加推進に係る事業の実施 ② 社会参加推進事業の実施に必要な情報の収集・分析・提供 ③ 社会参加推進事業の実施に関する評価・調査研究 (2) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *要綱等 札幌市障害者社会参加推進センター運営実施要綱 *令和8年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
2 障害者週間記念事業 (事業開始 昭和58年12月)	
事業内容	12月3日～12月9日の「障害者週間」に、障がいのある方とない方の交流等の啓発行事を実施し、障がい者の社会参加を促進するとともに、障がい者に対する理解と協調の精神を育てる。 ○ 補助先 障害者週間記念事業実行委員会 *関係法令等 障害者基本法第7条 *令和8年度予算 800千円（市単）
照会先	市保健福祉局障がい福祉課
3 身体障害者福祉月間行事 (事業開始 昭和49年度)	
事業内容	毎年10月を「身体障害者福祉月間」とし、障がい者の文化活動の紹介と地域の人々との交流を目的とした文化祭の開催や、障がいを克服し模範的自立更生を遂げた人に対して、これまでの労をねぎらう行事などを行っている。 ○ 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *令和8年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

4 障がい者 I C Tサポートセンター運営事業		(事業開始 平成 15 年 10 月)	
事業内容	障がい者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図り、自立と社会参加を目指す総合的なサービス拠点として、 I C Tに関する利用相談・情報提供、パソコン講習、パソコンボランティア養成講座、パソコンボランティア派遣などを行う。		
	1 委託先 特定非営利活動法人 札幌チャレンジド		
	札幌市障がい者 I C Tサポートセンター	北区北 7 条西 6 丁目 北苑ビル 2F 札幌チャレンジド内	TEL769-0841
	2 費用 相談無料、パソコン講習 2,000 円（1 講あたり）、パソコンボランティア派遣 1,000 円（1 時間あたり）		
	(3) 申込 直接障がい者 I C Tサポートセンターへ申し込む。 ＊要綱等 札幌市障がい者 I C Tサポートセンター運営事業実施要綱 ＊令和 8 年度予算 5,620 千円（国補・道補）		
照会先	札幌市障がい者 I C Tサポートセンター		
5 福祉バスの運行		(事業開始 昭和 48 年 7 月)	
事業内容	障がいのある方の社会活動を促進するため、車いすリフト付バスを運行する。		
	(1) 対象 身体障がい者団体及び身体障がい者福祉施設等		
	(2) 費用 無料		
	(3) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会		
	(4) 運行台数 中型バス 2 台、リフト付ワンボックス車 1 台 ＊令和 8 年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）		
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会		

6 福祉のまちづくり		(事業開始 昭和 56 年 1 月)
事業内容	昭和 56 年に「札幌市福祉の街づくり環境整備要綱」を制定し、市民が利用する施設の整備指針を示し公共建築物の整備を進めてきたが、市、事業者、市民が協力・連携して施設整備を進める必要性が高まり、平成 10 年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定した。さらに障がいのある方や高齢の方の社会進出が進み、新たに整備すべき項目や利用実態に合った整備基準を求める声も多く、平成 17 年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を改正した。 (1) 条例の概要 「バリアフリー社会の実現」を基本理念として、障がいのある方や高齢の方等が平等に社会に参加するうえでの様々な障壁（バリア）を解消していくことを目指し、市民が一体となって、すべての人にやさしい福祉都市を実現する決意を示している。また、条例の目的を実現するため、市の基本的施策、施設整備に関する基準・手続き（(2)参照）について定めている。さらに市・事業者・市民が一体となって推進するための組織として、福祉のまちづくり推進会議を設置している。 (2) 施設整備規定概要 1 公共的施設 多くの人が利用する学校、病院、映画館、集会場、百貨店、事務所等の公共的施設 ② 事前協議 新設等の場合に、整備基準遵守を確認するため事前協議を行う。 3 表示板の交付 障がいのある方や高齢の方等が利用しやすい施設であることを示すため、整備基準に適合したうえ、さらにエレベーターや車いす使用者用駐車施設の設置等の基準を満たす建築物に表示板を交付する。	
照会先	市保健福祉局障がい福祉課 (2)については市都市局建築指導部建築安全推進課	
7 障がい者 DX リスキリング事業		(事業開始 令和 6 年 4 月)
事業内容	地域の障がい者DX人材の育成体制を構築するため、札幌市内の一般企業に在籍する障がい者従業員を対象に、高度なICTスキルを身につけるための講座を実施する。 (1) 対象 原則、一般就職後の障がいのある従業員 (2) 費用 無料 (3) 申込 直接、札幌市障がい者DXリスキリング事業事務局へ申し込む。 (4) 委託先 特定非営利活動法人 札幌チャレンジド	
照会先	札幌市障がい者DXリスキリング事業事務局	

第2節 教養・レクリエーション

1 札幌市障がい者スポーツ大会（すずらんピック）（事業開始 昭和 47 年度）	
事業内容	障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生の意欲を高め、また競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、市民が障がいのある方に対する理解を深める。 1 実施競技 ①アーチェリー、②ボウリング、③バスケットボール、④陸上、⑤フライングディスク、⑥水泳、⑦卓球、⑧ボッチャ（①、⑧は身体障がいのみ、②～③は知的障がいのみ、④～⑥は身体・知的障がい合同、⑦は身体・知的・精神障がい合同） (2) 委託先 札幌市障がい者スポーツ協会 *令和 8 年度予算 5,000 千円（市単）
照会先	札幌市障がい者スポーツ協会
2 各種文化・スポーツ教室（事業開始 昭和 53 年度）	
事業内容	各種文化・スポーツ教室を通して、身体障がい者の自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とする。 (1) 内 容 生花、陶芸、民謡教室、卓球、水泳教室等 (2) 対象者 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの 18 歳以上の方 5 手 続 電話、FAX 申込（メール可） (4) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和 8 年度予算 身体障害者福祉センター費（指定管理費）に含む。（市単）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会
3 視覚障がい者家庭生活訓練（事業開始 昭和 47 年度）	
事業内容	視覚に障がいのある方に対して、家庭での日常生活上必要とされる諸能力についての訓練・指導を行い、感覚又は日常生活能力の改善を図るとともに、生活文化の向上に資することを目的とする。 (1) 内 容 家事又は生活に関すること、趣味又は教養に関すること。 (2) 対象者 市内に居住する視覚障がい者 (3) 手 続 電話申込 (4) 委託先 札幌市視覚障害者福祉協会 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和 8 年度予算 725 千円（市単）
照会先	札幌市視覚障害者福祉協会
4 視覚障がい者社会生活訓練（事業開始 昭和 47 年度）	
事業内容	視覚に障がいのある方に対して、社会生活に必要な知識の習得や体験交流等が行える場を設け、生活文化の向上に資することを目的とする。 (1) 内 容 スポーツ、レクリエーション活動、芸術、文化等の一般教養に関すること。 (2) 対象者 市内に居住する視覚障がい者 (3) 手 続 電話申込 (4) 委託先 札幌市視覚障害者福祉協会 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和 8 年度予算 予算は、視覚障がい者家庭生活訓練に含む。（市単）
照会先	札幌市視覚障害者福祉協会

5 聴覚障がい者社会生活教室 (事業開始 昭和 48 年度)	
事業内容	聴覚障がい者の社会生活に必要な知識の習得、あるいは意見、情報等を交換する研修会を設けることにより、聴覚障がい者の生活文化の向上に資することを目的とする。 (1) 内 容 社会、芸術、文化等一般教養に関すること。年間約 30 回開催 (2) 対象者 市内に居住する聴覚障がい者 (3) 手 続 F A X 申込 (4) 委託先 札幌聴覚障害者協会 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和 8 年度予算 1,513 千円（国補・道補）
照会先	札幌聴覚障害者協会
6 点字図書・録音図書・拡大写本 (事業開始 昭和 40 年 10 月)	
事業内容	点字図書、録音図書、拡大図書を製作し、その貸し出し・閲覧を行い、視覚障がいのある方への情報支援を推進する。※音訳テープの貸出は平成 29 年 3 月末で終了 1 蔵書数（令和 7 年 3 月 31 日現在） 点字図書 3,597 タイトル（18,136 冊） C D 図書 7,030 タイトル（7,038 巻） 拡大写本 406 タイトル（3,539 冊） (2) 場所 札幌市視聴覚障がい者情報センター（拡大写本のみ中央図書館） (3) 利用資格 原則として、視覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方 (4) 手続 来所又は電話での登録が必要 *要綱等 厚生省社会局長通知「視聴覚障害者情報提供施設の設備及び運営について」
照会先	市保健福祉局視聴覚障がい者情報センター
7 聴覚障がい者向け映像資料制作事業 (事業開始 平成 17 年 5 月)	
事業内容	聴覚障がい者への情報提供を行うため、地域に根ざした情報や聴覚障がい者などの活動を映像化し、字幕又は手話を挿入した DVD 等の映像情報を制作する。また、市政情報に関する動画を制作し、視聴覚障がい者情報センターホームページからの配信を行う。 (1) 内容 年間制作作品数 貸出用映像 23 本、インターネット配信用動画 10 本（令和 7 年度実績） (2) 委託先 札幌聴覚障害者協会 (3) 手続 使用登録申込書を提出する。 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「視聴覚障害者情報提供施設の設備及び運営について」 *令和 8 年度予算 9,080 千円（国負）
照会先	札幌聴覚障害者協会

8 聴覚障がい者向け映像資料等貸出事業		(映像資料貸出 : 事業開始 昭和 62 年 6 月) (映像資料貸出以外 : 事業開始 平成 17 年 5 月)
事業内容	聴覚障がい者を対象に、聴覚障がい者用手話・字幕入りDVD等の貸出、また聴覚障がい者向け放送「目で聴くテレビ」の閲覧開放、パソコンの利用開放などを行う。 4 内容 ・聴覚障がい者用手話・字幕入りDVD等 総タイトル数 1043 タイトル (R8.3.31 現在) ・パソコンの利用開放 インターネット利用可能パソコン 1 台 ・聴覚障がい者用DVD、聴覚障がい者向け放送閲覧コーナー テレビ 3 台 (2) 委託先 札幌聴覚障害者協会 (3) 手続 使用登録申込書を提出する。 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「視聴覚障害者情報提供施設の設備及び運営について」 *令和 8 年度予算 4,613 千円 (国負)	
照会先	札幌聴覚障害者協会	
9 札幌市点字即時情報ネットワーク事業		(事業開始 平成 9 年度)
事業内容	視覚障がい者の社会参加促進と、福祉の向上を図るため新聞等による最新の情報を点訳し、閲覧開放、又は郵送提供する。 (1) 内容 社会福祉法人日本盲人会連合が入力する「点字」Bニュース」を点字プリンターで打ち出し、図書館等における閲覧又は希望者への郵送による提供 (2) 委託先 札幌市視覚障害者福祉協会 (3) 手続 電話申込 *要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 *令和 8 年度予算 2,299 千円 (国補・道補)	
照会先	札幌市視覚障害者福祉協会	

第7章 保 健 医 療

1 自立支援医療（更生医療）		（事業開始 平成 18 年 4 月）
事業内容	身体に障がいのある方の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる、更生のために必要な医療にかかる費用の助成制度 (1) 対象 身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方で、医療の給付によって確実なる治療効果が期待しうるもの。 肢体不自由、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、内臓障がい（心臓・腎臓・肝臓・小腸機能障がい）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい (2) 給付範囲 保険診療の自己負担分の一部。原則として総医療費の 1 割を自己負担。世帯の所得水準に応じてひと月あたりの自己負担に上限を設定。入院時の食費については原則自己負担 (3) 手続 お住まいの区の保健福祉部保健福祉課に所定の申請書及び必要書類を提出 *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 4,908,340 千円（国負、道負）	
照会先	各区保健福祉部保健福祉課	
2 自立支援医療（精神通院医療）		（事業開始 平成 18 年 4 月）
事業内容	精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神に障がいのある方に対し、病院または診療所に入院することなく行われる精神障がいの医療にかかる費用の助成制度 (1) 対象 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する総合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、その他の精神疾患又はてんかんを有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの。 (2) 給付範囲 保険診療の自己負担分の一部。原則として総医療費の 1 割を自己負担。世帯の所得水準に応じてひと月あたりの自己負担に上限を設定 (3) 手続 お住まいの区の保健福祉部保健福祉課に所定の申請書及び必要書類を提出 *要綱等 障害者総合支援法 *令和 8 年度予算 10,288,001 千円（国負）	
照会先	申請について：各区保健福祉部保健福祉課 制度全般・申請後の進捗確認について：札幌市精神保健福祉センター	
3 こころの安心カード		（事業開始 平成 26 年 4 月）
事業内容	精神科や心療内科などに通院されている方が、夜間や休日などの急なこころの診療や災害に備えておくために、病名、処方内容、主治医からのアドバイスなどを記載して持ち歩くことができるカード (1) 対象者 札幌市内の指定自立支援医療機関（精神通院医療）に通院している方（自立支援医療を受給していない方も含む） (2) 手続 対象医療機関の主治医へカード作成を申込み、主治医と相談の上で作成する（カードの台紙	

	は札幌市から対象医療機関へ交付)。 ※ 主治医から作成を勧められる場合もある。 (3) 費用 原則無料（広く普及させるため、各医療機関へ協力を依頼している） (4) 活用例 ・夜間や休日などにこころの不調が発生した際に、カードに記載されている主治医からのアドバイスを確認し、対処方法を実践する（かかりつけ医と連絡がつく場合にはそちらを優先）。 ・緊急にかかりつけ以外の医療機関を受診するときや災害時などの場合に、カードの情報を救急隊や医療機関スタッフなどに伝える。 *要綱等 障害者総合支援法
照会先	市保健福祉局障がい福祉課
4 身体障害者在宅訪問診査・指導 (事業開始 昭和 42 年 7 月)	
事業内容	身体的・地理的条件により、受診や相談を受ける機会が少ない身体障がい者とその家族等を対象に、専門職等を家庭に派遣して診査及び指導を行い、在宅身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。 (1) 診査、相談の内容 ① 障がいの診査 ② 身体機能・日常生活動作や住環境などの評価 ③ 運動・介助方法・福祉用具・住宅改修等に関する助言・指導 *要綱等 厚生省社会局長通知「在宅重度身体障害者訪問診査の実施について」及び札幌市身体障害者在宅訪問診査・指導事業実施要綱
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
5 さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業 (事業開始 平成 27 年 10 月)	
事業内容	次の 2 つの事業の実施により、児童精神科医療を中心とした関係各機関のネットワークを構築・運用し、札幌市全体において、心の悩みを抱える子どもや発達障がいのある子どもへの支援体制の向上を目指す。 1 さっぽろ子どもこころの連携チーム事業 (1) 実施主体 北海道大学病院（子どものこころと発達センター）と札幌市が共同で行う。 (2) 内容 ・関係機関の代表者からなる連携チームを構成し、連絡会議を開催する。 ・ネットワークを構成する関係機関を対象とした研修会等を実施する。 ・ネットワークを構成する関係機関に医学的見地からの助言等を行う。 ・下記 2 のコンシェルジュ事業を総括し、コンシェルジュ実施機関の支援を行う。 2 さっぽろ子どもこころのコンシェルジュ事業 (1) 実施主体 市内 6 か所の医療機関が札幌市からの委託等により行う。 (2) 内容 ・ネットワークを構成する関係機関や市民からの依頼により、関係機関や本人の希望も考慮しながら、より適切な児童精神科医療を扱う医療機関を案内する。 ・児童精神科を扱う医療機関からの依頼により、一般の小児科・精神科の医療機関や教育・福祉機関などのより適切な支援機関を案内する。
照会先	市保健福祉局障がい福祉課

第8章 施設福祉

第1節 身体障害者社会参加支援施設等

1 福祉ホーム

事業内容	身体又は精神上の障がいのある方が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている方に対して、低額な料金で居室その他の施設を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う。		
	(1) 身体障がい者		
	ステップ 6・2	札幌市手稲区 西宮の沢 6 条 2 丁目 5-12	669-2222
	自 立 ホ ー ム 24	札幌市西区 二十四軒 4 条 6 丁目 3-2	632-7077
	(2) 精神障がい者		
	清和ハイツ	札幌市西区 山の手 4 条 5 丁目 3-27	644-5111
＊令和 8 年度予算 7,400 千円（運営補助、国補・道補）			
照会先	市保健福祉局障がい福祉課		

2 点字図書館

事業内容	視覚障がいのある方に対して無料で点字刊行物や録音物の閲覧、貸出しを行う。		
	札幌市視聴覚障がい者情報センター	札幌市中央区大通西 19 丁目	631-6747
	日本赤十字社北海道支部点字図書センター	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 道民活動センタービル 5 階	271-1323
	道内には、ほかに 6 施設		
照会先	各点字図書館		

3 聴覚障害者情報提供施設

事業内容	聴覚に障がいのある方を対象とした手話・字幕入りの DVD 等の自主制作や貸出、パソコンの利用開放、聴覚障がい者向け放送「目で聴くテレビ」の閲覧を開放する。		
	札幌市視聴覚障がい者情報センター	札幌市中央区大通西 19 丁目	
		631-6783 ファクス 631-6784	
照会先	公益社団法人 札幌聴覚障害者協会		

4 札幌市身体障害者福祉センター

事業内容	身体障がい者の総合福祉施設として、身体障がい者の各種相談に応じるとともに、各種機能訓練のほか、スポーツやレクリエーションの各種教室の開催などを行う。		
	札幌市身体障害者福祉センター	札幌市西区二十四軒 2 条 6 丁目	
		641-8850 ファクス 641-8966	
＊令和 8 年度予算 141,604 千円			
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会		

第2節 その他

1 産休等代替職員制度 (事業開始 昭和 37 年 4 月)	
事業内容	障害児入所施設、障害者支援施設等の職員が出産又は傷病のため長期にわたって継続する休暇を必要とする場合、その職員の職務を臨時的に任用した代替職員に行わせるための必要な経費を補助する。 (1) 対象職種 上記施設の保育士、看護師、介護職員、保健師、栄養士、調理員等 (2) 期間 ① 産休の場合 産前・産後それぞれ 8 週間（多胎妊婦の場合は、産前 14 週間） ② 病休の場合 休暇を開始して 30 日を経過した日から起算して 60 日を経過するまでの期間内 *要綱等 札幌市社会福祉施設産休等代替職員雇用費補助金交付要綱 *令和 8 年度予算 986 千円（市単）
照会先	市保健福祉局障がい福祉課

第9章 そ の 他

1 手話講習会 (事業開始 昭和 48 年 1 月)	
事業内容	広く市民が手話を学ぶことにより、聴覚に障がいのある人を正しく理解するとともに、手話技術の習得を図り、聴覚に障がいのある人の福祉を増進する。 定員 410 名（各区 35～40 名） 1 対象者 初心者で 15 歳以上の市民 2 内 容 手話実技・理論 (3) 募 集 毎年 3 月イベント情報冊子等で募集のうえ抽選 *令和 8 年度予算 ※予算額は手話通訳者派遣事業に含む。（国補・道補）
照会先	公益社団法人札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室
2 中級手話講習会 (事業開始 平成 12 年 6 月)	
事業内容	市民が手話を学ぶことにより、聴覚に障がいのある人を理解するとともに、日常会話を行うのに必要な手話技術の習得を図り、聴覚に障がいのある人の福祉を増進する。 定員 50 名程度 (1) 対象者 手話による初歩的な日常会話が可能な市民（18 歳以上） (2) 内 容 手話技術・理論 (3) 募 集 毎年 3 月イベント情報冊子等で募集のうえ抽選 *令和 8 年度予算 予算は手話通訳者派遣事業に含む。（国補・道補）
照会先	公益社団法人札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室
3 手話通訳者養成講座 (事業開始 昭和 54 年 6 月)	
事業内容	聴覚に障がいのある人の社会生活に役立つ手話通訳者を養成する。 定員 15 名程度 (1) 対象者 手話による日常会話が可能な方（18 歳以上） (2) 内 容 手話技術・理論 (3) 募 集 毎年 3 月イベント情報冊子等で募集のうえ試験選考 *令和 8 年度予算 ※予算は手話通訳者派遣事業に含む。（国補・道補）
照会先	公益社団法人札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室
4 要約筆記者養成講座 (事業開始 昭和 61 年 4 月)	
事業内容	中途失聴・難聴者等の社会参加を促進するために、要約筆記を行う要約筆記者を養成する。 (1) 対象者 中途失聴・難聴者の福祉に理解と熱意を有する市民 (2) 内 容 心構え、日本語の特性、要約筆記実技、機器の取扱い、福祉行政概要等 (3) 委託先 公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 *令和 8 年度予算 ※予算は要約筆記者派遣事業に含む。（国補・道補）
照会先	公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会

5 盲ろう者通訳・介助員養成講座 (事業開始 平成 27 年 10 月)	
事業内容	視覚と聴覚の両方に障がいのある方（盲ろう者）の意思疎通や外出支援のために通訳・介助を行う通訳介助員を養成する。 (1) 対象者 盲ろう者の福祉に理解と熱意を有する方 (2) 内 容 盲ろう者概論、心構えと論理、通訳・介助の技術等 (3) 委託先 北海道身体障害者福祉協会 ※令和 8 年度予算 ※予算は盲ろう者通訳・介助員派遣事業に含む。（国補・道補）
照会先	一般社団法人 北海道身体障害者福祉協会
6 点訳、音訳、音訳校正・拡大写本奉仕員養成 (事業開始 昭和 41 年度) (拡大写本：平成元年度)	
事業内容	視覚障がいのある方の文化・教養・娯楽・その他生活に必要な情報取得を支援するため、図書等の製作を行う点訳、音訳、音訳校正、拡大写本の奉仕員を養成する。 (1) 対象者 18 歳以上の方 奉仕員の不足が生じた際には適宜募集し、講習を受講した後奉仕員として登録される。 (2) 内 容 点字図書、録音図書、拡大写本の製作を行う。 ※要綱等 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」 ※令和 8 年度予算 ※予算は視聴覚障がい者情報センター運営費に含む。（国補・道補）
照会先	市保健福祉局視聴覚障がい者情報センター
7 福祉読本の発行 (事業開始 昭和 57 年度)	
事業内容	障がいのある方や高齢者に対する正しい知識と理解を深めるために、市民や児童・生徒を対象とした福祉読本を発刊し、福祉の啓発を図る。 ※令和 8 年度予算 425 千円（市単）
照会先	市保健福祉局障がい福祉課
8 知的障がい者見守り事業 (事業開始 平成 24 年 6 月)	
事業内容	1 人暮らし又は 1 人暮らしに準じる知的障がい者で公的な福祉サービスを利用していない方が、地域において安心して日常生活を営むことができるよう、民生委員児童委員又は区保健福祉課職員が定期的に訪問又は電話などによりコミュニケーションの機会を持つことで、安否確認と見守りを行う。 ※令和 8 年度予算 4,990 千円（市単）
照会先	各区保健福祉部保健福祉課
9 失語症者向け支援者養成 (事業開始 令和 2 年 9 月)	
事業内容	失語症者の意思疎通に関わる支援者を養成する。 (1) 対象者 18 歳以上で失語症者の福祉に理解と熱意を有し、支援者として活動ができる方 (2) 内 容 失語症概論、身体介助の方法、コミュニケーション支援の技法等 (3) 委託先 北海道言語聴覚士会 ※令和 8 年度予算 ※予算は失語症者向け支援者派遣事業に含む。（国補・道補）
照会先	北海道言語聴覚士会

参 考 資 料 (別紙)

1	札幌市の障がい福祉関係予算の概要	1
2	障がい保健福祉担当行政機構図	2
3	札幌市の障がい者の現況	4
4	障がい福祉事業実施状況	8
5	令和7年度各区分障がい福祉事業実施状況	14
6	関係団体一覧	16

1 札幌市の障がい福祉関係予算の概要

(1) 年度別障がい福祉関係当初予算（歳出）

(単位：千円)

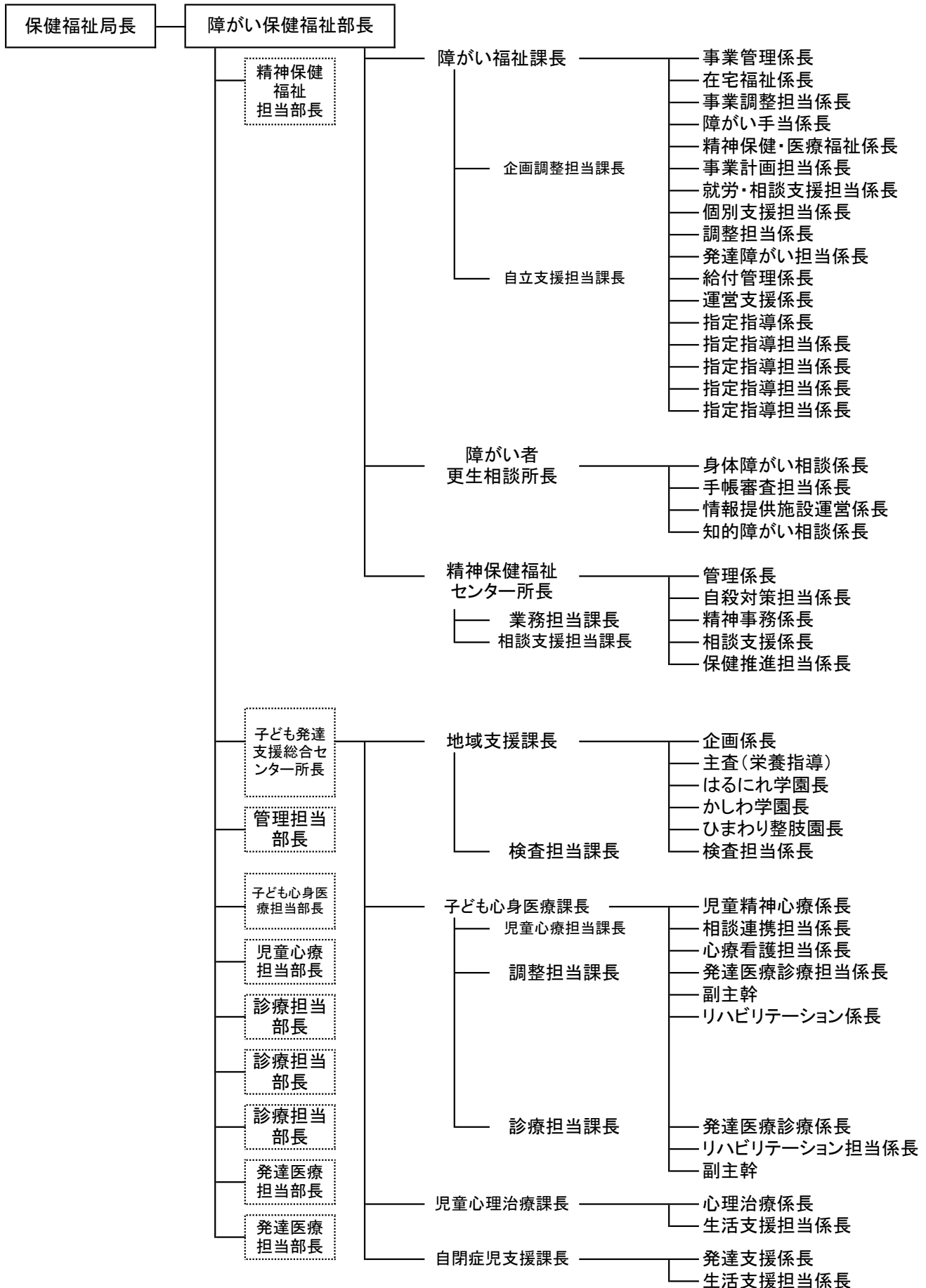
科目		本年度予算額 (R8年度)	前年度予算額 (R7年度)	比較増△減	伸率%
一般会計(市全体)		1,318,500,000	1,266,600,000	51,900,000	4.1
保健福祉費(市全体)		528,647,192	512,403,993	16,243,199	3.2
	社会福祉費(障がい保健福祉関係)	159,479,174	144,013,618	15,465,556	10.7
	障害者福祉費	40,111,083	37,232,034	2,879,049	7.7
	障害者自立支援費	119,368,091	106,781,584	12,586,507	11.8

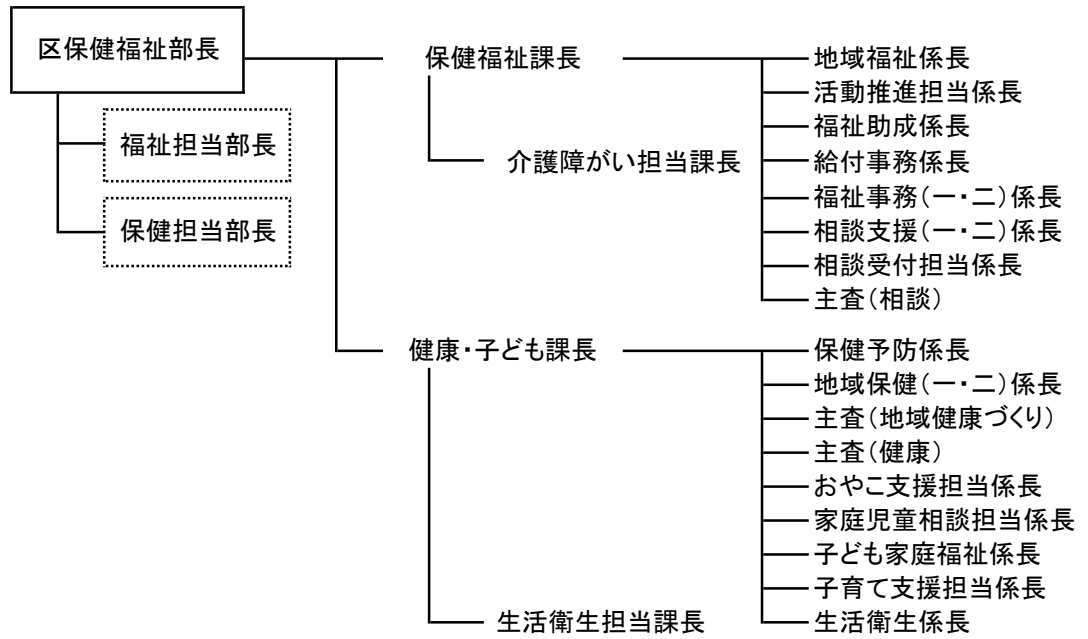
(2) 年度別障がい福祉関係当初予算（歳入）

(単位：千円)

科目		本年度予算額 (R8年度)	前年度予算額 (R7年度)	比較増△減	伸率%
一般会計(市全体)		1,318,500,000	1,266,600,000	51,900,000	4.1
保健福祉費(市全体)		528,647,192	512,403,993	16,243,199	3.2
	社会福祉費(障がい保健福祉関係)	112,364,302	100,876,065	11,488,237	11.4

2 障がい保健福祉担当行政機構図 (令和8年4月1日現在)





3 札幌市の障がい者の現況

(1) 札幌市の障がい（児）者数

障がい別 区	総人口 (R8.4.1現在) A	身体障がい(児)者		知的障がい(児)者		精神障がい者	
		B 身体障害者 手帳被交付者 (R8.3.31現在)	比 率 (B/A × 100)	C 療育手帳 被交付者 (R8.3.31現在)	比 率 (C/A × 100)	D 精神障害者 保健福祉手帳 被交付者 ※(R8.3.31現在)	比 率 (D/A × 100)
	人	人	%	人	%	人	%
中央	254,232	8,849	3.5	1,935	0.8	5,088	2.0
北	287,003	11,677	4.1	3,483	1.2	5,349	1.9
東	263,192	11,096	4.2	3,727	1.4	5,796	2.2
白石	211,649	8,500	4.0	2,845	1.3	5,166	2.4
厚別	121,675	5,409	4.4	1,493	1.2	2,412	2.0
豊平	228,177	8,381	3.7	2,466	1.1	4,751	2.1
清田	108,352	4,253	3.9	1,218	1.1	1,493	1.4
南	132,699	6,165	4.6	1,804	1.4	2,631	2.0
西	217,728	8,668	4.0	2,618	1.2	4,288	2.0
手稲	140,187	6,111	4.4	1,850	1.3	2,402	1.7
総数	1,964,894	79,109	4.0	23,439	1.2	39,376	2.0

※ 一部有効期限切れを含む。(衛生行政報告例における精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数の取り扱いによる。)

(2) 療育手帳所持者数

(各年度末現在数)

区分 年度	札 幌 市				
	R3	R4	R5	R6	R7
総数	16,246	21,193	22,004	22,891	23,439
A (重度)	6,191	6,284	6,405	6,513	6,573
B (中度)		4,334	4,380	4,427	4,452
B- (軽度)	10,055	10,575	11,219	11,951	12,414
18歳未満	4,927	4,983	5,166	5,393	5,371
A (重度)	1,165	1,209	1,270	1,309	1,327
B (中度)	658	679	666	679	668
B- (軽度)	3,104	3,095	3,230	3,405	3,376
18歳以上	15,571	16,210	16,838	17,498	18,068
A (重度)	5,026	5,075	5,135	5,204	5,246
B (中度)	3,594	3,655	3,714	3,748	3,784
B- (軽度)	6,951	7,480	7,989	8,546	9,038

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年度末現在数)

区分 年度	札 幌 市				
	R3	R4	R5	R6	R7
総数	31,485	33,234	35,224	37,291	39,376
1 級	1,453	1,479	1,488	1,523	1,537
2 級	15,216	15,821	16,527	17,266	18,258
3 級	14,816	15,934	17,209	18,502	19,581

※ 一部有効期限切れを含む。(衛生行政報告例における精神障害者保健福祉手帳交付台帳登載数の取り扱いによる。)

(4) 身体障害者手帳所持者数

年度 障がい区分	札 幌 市				
	R3	R4	R5	R6	R7
総 数	82,359	81,483	80,513	79,711	79,109
視 覚 障 害	4,391	4,402	4,461	4,488	4,498
聴覚・平衡機能障害	5,331	5,314	5,266	5,256	5,280
聴 覚	5,275	5,255	5,206	5,196	5,224
平衡機能	56	59	60	60	56
音声・言語又は そしゃく機能障害	891	872	850	821	810
肢体不自由	43,951	42,713	41,552	40,507	39,516
上 肢	14,669	14,316	13,959	13,657	13,387
下 肢	24,666	23,968	23,259	22,617	21,960
体 幹	4,312	4,131	4,041	3,944	3,889
乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による運 動機能障害	304	298	293	289	280
上肢機能		166	166	166	163
移動機能	135	132	127	123	117
内部機能障害	27,795	28,182	28,384	28,639	29,005
心臓	15,890	16,119	16,189	16,372	16,573
じん臓	6,583	6,659	6,684	6,659	6,679
呼吸器	1,158	1,127	1,107	1,096	1,135
ぼうこう又は直腸	3,501	3,599	3,697	3,770	3,855
小腸機能	132	132	134	133	133
免疫機能	362	375	393	422	438
肝機能障害	169	171	180	187	192

※複数の部位に障がいがある場合は、最も重い等級の障がい部位を主たる障がい部位として集計

障がい種類	年齢区分	障害程度							構成比 %
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
視 覚 障 害	～17歳	15	4	3	3	4	1	30	5.69
	18歳～64歳	517	481	73	100	193	60	1,424	
	65歳以上	1,033	1,086	184	214	387	140	3,044	
	小 計	1,565	1,571	260	317	584	201	4,498	
聴覚・平衡機能障害	～17歳	4	86	17	9	1	38	155	6.67
	18歳～64歳	62	565	133	152	14	268	1,194	
	65歳以上	204	617	375	1,427	21	1,287	3,931	
	小 計	270	1,268	525	1,588	36	1,593	5,280	
	～17歳	4	86	17	9	0	38	154	6.60
	18歳～64歳	61	564	127	151	3	268	1,174	
	65歳以上	204	615	354	1,427	9	1,287	3,896	
	小 計	269	1,265	498	1,587	12	1,593	5,224	
	～17歳	0	0	0	0	1	0	1	0.07
	18歳～64歳	1	1	6	1	11	0	20	
	65歳以上	0	2	21	0	12	0	35	
	小 計	1	3	27	1	24	0	56	
音声・言語・そしゃく 機能障害	～17歳	0	1	2	5	0	0	8	1.02
	18歳～64歳	5	17	75	135	0	0	232	
	65歳以上	24	46	341	159	0	0	570	
	小 計	29	64	418	299	0	0	810	
肢 体 不 自 由	～17歳	423	149	78	80	79	70	879	49.95
	18歳～64歳	3,005	2,633	1,236	1,690	1,170	740	10,474	
	65歳以上	4,773	5,788	4,473	8,951	2,795	1,383	28,163	
	小 計	8,201	8,570	5,787	10,721	4,044	2,193	39,516	
	～17歳	268	40	26	13	4	4	355	16.92
	18歳～64歳	1,884	1,375	495	283	206	275	4,518	
	65歳以上	3,289	2,985	791	622	423	404	8,514	
	小 計	5,441	4,400	1,312	918	633	683	13,387	
	～17歳	122	104	41	66	49	66	448	27.76
	18歳～64歳	698	796	445	1,374	733	461	4,507	
	65歳以上	889	1,732	3,065	8,312	2,029	978	17,005	
	小 計	1,709	2,632	3,551	9,752	2,811	1,505	21,960	
	～17歳	28	5	10	0	25	0	68	4.92
	18歳～64歳	315	394	275	7	224	0	1,215	
	65歳以上	586	1,059	609	10	342	0	2,606	
	小 計	929	1,458	894	17	591	0	3,889	
	～17歳	5	0	1	1	1	0	8	0.35
	18歳～64歳	108	68	21	26	7	4	234	
	65歳以上	9	12	8	7	1	1	38	
	小 計	122	80	30	34	9	5	280	
	～17歳	5	0	0	0	1	0	6	0.21
	18歳～64歳	80	28	14	8	1	1	132	
	65歳以上	6	9	4	4	1	1	25	
	小 計	91	37	18	12	3	2	163	
	～17歳	0	0	1	1	0	0	2	0.15
	18歳～64歳	28	40	7	18	6	3	102	
	65歳以上	3	3	4	3	0	0	13	
	小 計	31	43	12	22	6	3	117	
内 部 障 害	～17歳	125	0	50	30	0	0	205	36.66
	18歳～64歳	3,831	151	882	1,277	0	0	6,141	
	65歳以上	14,217	252	3,864	4,326	0	0	22,659	
	小 計	18,173	403	4,796	5,633	0	0	29,005	
	～17歳	70	0	37	20	0	0	127	20.95
	18歳～64歳	1,547	8	470	333	0	0	2,358	
	65歳以上	10,060	156	2,773	1,099	0	0	14,088	
	小 計	11,677	164	3,280	1,452	0	0	16,573	
	～17歳	9	0	0	0	0	0	9	8.44
	18歳～64歳	2,091	8	116	38	0	0	2,253	
	65歳以上	3,933	30	382	72	0	0	4,417	
	小 計	6,033	38	498	110	0	0	6,679	
	～17歳	18	0	3	3	0	0	24	1.43
	18歳～64歳	51	5	76	27	0	0	159	
	65歳以上	158	32	547	215	0	0	952	
	小 計	227	37	626	245	0	0	1,135	
	～17歳	0	0	10	5	0	0	15	4.87
	18歳～64歳	5	6	86	674	0	0	771	
	65歳以上	2	8	140	2,919	0	0	3,069	
	小 計	7	14	236	3,598	0	0	3,855	
	～17歳	0	0	2	0	0	0	2	1.46
	18歳～64歳	3	1	25	152	0	0	181	
	65歳以上	1	1	42	925	0	0	969	
	小 計	4	2	69	1,077	0	0	1,152	
	～17歳	0	0	8	5	0	0	13	3.42
	18歳～64歳	2	5	61	522	0	0	590	
	65歳以上	1	7	98	1,994	0	0	2,100	
	小 計	3	12	167	2,521	0	0	2,703	
	～17歳	2	0	0	1	0	0	3	0.17
	18歳～64歳	18	5	11	71	0	0	105	
	65歳以上	9	1	4	11	0	0	25	
	小 計	29	6	15	83	0	0	133	
	～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0.55
	18歳～64歳	46	109	116	126	0	0	397	
	65歳以上	13	13	12	3	0	0	41	
	小 計	59	122	128	129	0	0	438	
	～17歳	26	0	0	1	0	0	27	0.24
	18歳～64歳	73	10	7	8	0	0	98	
	65歳以上	42	12	6	7	0	0	67	
	小 計	141	22	13	16	0	0	192	
計	～17歳	567	240	150	127	84	109	1,277	1.61
	18歳～64歳	7,420	3,847	2,399	3,354	1,377	1,068	19,465	24.61
	65歳以上	20,251	7,789	9,237	15,077	3,203	2,810	58,367	73.78
	小 計	28,238	11,876	11,786	18,558	4,664	3,987	79,109	100.00

障害区分		区 名												
		年齢区分	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	全市計	
視 覚 障 害	～17歳	6	6	2	4	0	4	1	3	3	1	30		
	18歳～64歳	238	175	199	197	99	182	52	84	126	72	1,424		
	65歳以上	374	410	416	309	227	329	165	230	359	225	3,044		
	小 計	618	591	617	510	326	515	218	317	488	298	4,498		
聴覚・平衡機能障害	～17歳	17	39	21	15	7	4	11	10	20	11	155		
	18歳～64歳	100	267	164	137	78	114	56	62	123	93	1,194		
	65歳以上	331	689	609	441	299	367	197	266	388	344	3,931		
	小 計	448	995	794	593	384	485	264	338	531	448	5,280		
	聴 覚	～17歳	17	39	21	15	7	4	11	9	20	11	154	
		18歳～64歳	99	266	160	134	77	109	54	60	123	92	1,174	
		65歳以上	329	684	602	436	296	365	194	265	385	340	3,896	
		小 計	445	989	783	585	380	478	259	334	528	443	5,224	
	平衡機能	～17歳	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
		18歳～64歳	1	1	4	3	1	5	2	2	0	1	20	
		65歳以上	2	5	7	5	3	2	3	1	3	4	35	
		小 計	3	6	11	8	4	7	5	4	3	5	56	
音声・言語・そしゃく機能障害	～17歳	0	1	3	1	0	0	0	0	1	2	8		
	18歳～64歳	33	36	27	25	15	28	9	18	19	22	232		
	65歳以上	61	74	78	74	28	61	29	46	72	47	570		
	小 計	94	111	108	100	43	89	38	64	92	71	810		
肢 体 不 自 由	～17歳	84	139	105	81	47	115	52	62	113	81	879		
	18歳～64歳	1,218	1,544	1,465	1,196	668	1,142	529	760	1,177	775	10,474		
	65歳以上	3,124	4,071	4,002	3,011	1,965	2,831	1,587	2,290	3,079	2,203	28,163		
	小 計	4,426	5,754	5,572	4,288	2,680	4,088	2,168	3,112	4,369	3,059	39,516		
	上 肢	～17歳	38	56	50	25	14	53	18	17	46	38	355	
		18歳～64歳	514	670	617	528	293	472	225	318	524	357	4,518	
		65歳以上	933	1,213	1,250	974	539	862	520	672	892	659	8,514	
		小 計	1,485	1,939	1,917	1,527	846	1,387	763	1,007	1,462	1,054	13,387	
	下 肢	～17歳	37	76	49	49	26	53	24	37	56	41	448	
		18歳～64歳	531	664	645	519	288	510	218	338	483	311	4,507	
		65歳以上	1,898	2,466	2,356	1,780	1,254	1,704	937	1,399	1,874	1,337	17,005	
		小 計	2,466	3,206	3,050	2,348	1,568	2,267	1,179	1,774	2,413	1,689	21,960	
	体 幹	～17歳	9	6	6	6	6	8	8	8	9	2	68	
		18歳～64歳	158	175	157	130	78	132	72	92	133	88	1,215	
		65歳以上	288	389	381	253	170	263	127	216	313	206	2,606	
		小 計	455	570	544	389	254	403	207	316	455	296	3,889	
	運動機能障害	～17歳	0	1	0	1	1	1	2	0	2	0	8	
		18歳～64歳	15	35	46	19	9	28	14	12	37	19	234	
		65歳以上	5	3	15	4	2	2	3	3	0	1	38	
		小 計	20	39	61	24	12	31	19	15	39	20	280	
		上肢機能	～17歳	0	0	0	1	1	0	2	0	2	0	6
			18歳～64歳	8	22	26	11	6	16	6	6	18	13	132
			65歳以上	4	2	9	4	1	1	1	3	0	0	25
			小 計	12	24	35	16	8	17	9	9	20	13	163
移動機能	～17歳	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2		
	18歳～64歳	7	13	20	8	3	12	8	6	19	6	102		
	65歳以上	1	1	6	0	1	1	2	0	0	1	13		
	小 計	8	15	26	8	4	14	10	6	19	7	117		
内 部 障 害	～17歳	10	36	33	15	10	29	13	8	25	26	205		
	18歳～64歳	781	902	918	714	355	708	276	382	711	394	6,141		
	65歳以上	2,472	3,288	3,054	2,280	1,611	2,467	1,276	1,944	2,452	1,815	22,659		
	小 計	3,263	4,226	4,005	3,009	1,976	3,204	1,565	2,334	3,188	2,235	29,005		
	心臓機能障害	～17歳	8	24	21	10	6	15	6	5	14	18	127	
		18歳～64歳	248	378	375	246	141	263	124	153	264	166	2,358	
		65歳以上	1,532	2,066	1,936	1,350	1,047	1,546	799	1,222	1,457	1,133	14,088	
		小 計	1,788	2,468	2,332	1,606	1,194	1,824	929	1,380	1,735	1,317	16,573	
	じん臓機能障害	～17歳	0	1	2	0	1	0	0	3	2	9		
		18歳～64歳	294	305	345	299	122	257	86	134	278	133	2,253	
		65歳以上	497	612	599	474	290	479	229	388	513	336	4,417	
	小 計	791	918	946	773	413	736	315	522	794	471	6,679		
	呼吸器機能障害	～17歳	1	4	4	2	2	4	2	1	3	24		
		18歳～64歳	18	15	20	26	11	17	13	8	17	14	159	
		65歳以上	85	142	138	124	47	99	51	85	106	75	952	
	小 計	104	161	162	152	60	120	66	94	124	92	1,135		
	ぼうこう・直腸機能障害	～17歳	0	2	3	1	0	5	0	1	2	15		
		18歳～64歳	98	119	99	89	45	87	35	58	88	53	771	
		65歳以上	333	444	363	320	223	333	187	237	362	267	3,069	
		小 計	431	565	465	410	268	425	222	296	452	321	3,855	
		ぼうこう	～17歳	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	
			18歳～64歳	32	25	21	17	10	23	11	12	20	10	181
			65歳以上	93	138	109	103	80	112	67	83	108	76	969
		小 計	125	164	130	120	90	135	78	95	128	87	1,152	
直 腸	～17歳	0	1	3	1	0	5	0	1	2	0	13		
	18歳～64歳	66	94	78	72	35	64	24	46	68	43	590		
	65歳以上	240	306	254	217	143	221	120	154	254	191	2,100		
小 計	306	401	335	290	178	290	144	201	324	234	2,703			
小腸機能障害	～17歳	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	3		
	18歳～64歳	12	13	21	12	8	9	5	5	14	6	105		
	65歳以上	3	2	5	2	0	2	2	4	2	3	25		
	小 計	15	15	27	15	8	11	8	9	16	9	133		
免疫機能障害	～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	18歳～64歳	98	55	45	36	25	61	6	21	36	14	397		
	65歳以上	10	7	3	4	2	5	1	4	4	1	41		
小 計	108	62	48	40	27	66	7	25	40	15	438			
肝臓機能障害	～17歳	1	5	2	1	1	5	4	1	5	2	27		
	18歳～64歳	13	19	13	7	3	12	9	2	13	7	98		
	65歳以上	12	14	11	7	2	3	6	4	7	1	67		
	小 計	26	38	26	15	6	20	19	7	25	10	192		
合 計	～17歳	117	221	164	116	64	152	77	83	162	121	1,277		
	18歳～64歳	2,370	2,924	2,773	2,269	1,215	2,174	922	1,306	2,156	1,356	19,465		
	65歳以上	6,362	8,532	8,159	6,115	4,130	6,055	3,254	4,776	6,350	4,634	58,367		
	小 計	8,849	11,677	11,096	8,500	5,409	8,381	4,253	6,165	8,668	6,111	79,109		

4 障がい福祉事業実施状況

(1) 主要事業の実施状況

(各年度末現在数)

事業名 \ 年 度		R3	R4	R5	R6	R7
相 談 事 業	障がい者あんしん相談	2,627	2,466	2,794	2,837	3,020
	障がい者相談支援事業	152,331	155,862	157,721	154,575	155,043
	障がい者虐待相談	660	673	502	884	1,094
	精神保健福祉相談	14,123	14,067	11,718	12,807	12,422
奉 仕 員 派 遣	手話通訳者派遣件数	4,577	4,664	4,496	4,679	4,601
	要約筆記奉仕員(者)派遣件数	248	658	758	739	695
	盲ろう者通訳・介助員派遣件数	573	874	721	679	738
	失語症者向け意思疎通支援者派遣件数	－	188	359	444	494
	手話通訳者数	63	69	63	63	65
	要約筆記奉仕員(者)数	132	137	57	62	62
	盲ろう者通訳・介助員数	56	56	55	64	65
	失語症者向け意思疎通支援者数	－	48	48	44	61
	手話講習会(初級)(修了者)	118	190	323	272	264
	手話講習会(中級)(修了者)	23	28	45	41	46
	手話通訳者養成講座(修了者)	7	4	11	9	12
	要約筆記奉仕員(者)養成(修了者)	2	13	18	19	10
	盲ろう者通訳・介助員養成(修了者)	14	10	7	6	11
	失語症者向け意思疎通支援者養成(修了者)	－	24	－	12	32
経 済 的 援 護	特別障害者手当	1,990	2,068	2,124	2,173	2,258
	障害児福祉手当	1,042	1,082	1,086	1,110	1,114
	福祉手当	52	47	44	38	34
	特別児童扶養手当	4,140	4,293	4,422	4,566	4,507
	福祉電話貸与	12	11	10	7	6
	自動車運転訓練費補助	10	13	18	13	14
	自動車改造費補助	33	37	24	32	30
	紙おむつ支給事業	21,800	22,519	23,313	24,355	24,708
	重度身体障害者入浴サービス事業	10,333	10,018	10,534	10,534	11,050
	訪問入浴	10,104	9,914	9,675	10,250	10,806
	施設入浴	338	419	343	284	244
	(うち寝台自動車利用)	(337)	(419)	(338)	(279)	(242)
	身体障がい者あんしんコール事業	55	57	49	54	44
	日中一時支援	601	606	668	598	506
	パーソナルアシスタンス事業	72	75	75	78	73
社 会 参 加 促 進	障がい者交通費助成(全体)	103,654	105,016	106,815	108,444	110,524
	乗車券(身体・知的)	9,411	9,368	11,133	12,024	12,915
	福祉乗車証(身体・知的)	6,637	6,383	6,223	6,170	6,115
	乗車券(精神)	9,729	10,149	9,220	9,109	9,038
	福祉乗車証(精神)	7,843	8,111	8,455	8,895	9,410
	福祉タクシー(重度)	27,607	27,810	27,935	27,702	27,925
	福祉タクシー(中度)	17,660	18,130	18,487	18,631	18,733
	福祉自動車燃料(重度)	15,821	15,846	16,033	16,362	16,683
	福祉自動車燃料(中度)	8,946	9,219	9,329	9,551	9,705

事業名 \ 年 度		R3	R4	R5	R6	R7
社会 自 立 等	中途失明者社会適応訓練事業					
	点字訓練 (延べ人数)	41	158	140	124	37
	音声パソコン訓練 (延べ人数)	0	0	0	0	0
	白杖歩行訓練 (実施日数)	67	70	42	41	47
	日常生活訓練 (実施日数)	48	54	48	1	14
	相談・助言 (延べ人数)	788	704	679	515	670
	福祉のまちづくり整備状況 条例適合証交付 (うち表示板交付)	3 (0)	9 (1)	5 (2)	6 (1)	3 (2)

※ 令和2年から、「音声パソコン訓練」は、「相談・助言」に統合

(2) 障害福祉サービス等の実施状況

サービス種別		年度	単位	R3	R4	R5	R6	R7
訪問系（※1）	居宅介護	利用人数	4,387	4,576	4,747	5,027	5,173	
		時間/月	93,727	100,037	103,796	114,599	123,076	
	重度訪問介護	利用人数	404	426	462	495	559	
		時間/月	113,121	122,353	128,635	141,173	156,306	
	重度障害者等包括支援	利用人数	0	0	0	0	0	
		時間/月	0	0	0	0	0	
	行動援護	利用人数	607	732	779	888	955	
		時間/月	10,098	12,130	12,526	14,760	16,678	
同行援護	利用人数	471	462	476	497	475		
	時間/月	9,926	10,184	10,057	10,360	9840		
日中活動系（※1）	療養介護	利用人数	299	308	309	319	320	
	生活介護	利用人数	5,007	5,167	5,203	5,267	5,286	
		人日/月	101,549	106,459	102,877	104,704	106,971	
	自立訓練（機能訓練）	利用人数	6	1	4	12	73	
		人日/月	40	13	36	112	739	
	自立訓練（生活訓練）	利用人数	226	218	186	204	188	
		人日/月	3,136	3,093	2,551	2,982	2,451	
	就労移行支援	利用人数	764	817	807	851	875	
		人日/月	13,689	14,468	13,719	14,154	15,533	
	就労継続支援（A型）	利用人数	2,151	2,152	2,239	2,065	2,130	
		人日/月	43,422	43,269	43,566	39,478	41,521	
	就労継続支援（B型）	利用人数	8,670	9,841	10,949	12,595	14,221	
		人日/月	156,399	180,547	192,891	224,180	257,130	
	短期入所	利用人数	794	1,016	1,174	1,281	1,348	
		人日/月	7,656	8,977	9,857	10,522	10,705	
	就労定着支援	利用人数	324	320	410	391	422	
人日/月		429	422	501	470	502		
就労選択支援	利用人数					59		
	人日/月					346		
（居住系※1）	共同生活援助	利用人数	4,273	4,790	5,239	5,825	6,336	
	施設入所支援	利用人数	1,936	1,903	1,852	1,854	1,816	
	宿泊型自立訓練	利用人数	62	65	58	54	57	
	自立生活援助	利用人数	18	35	32	64	53	
相談支援	地域移行支援（※2）	利用人数	27	14	6	13	29	
	地域定着支援（※2）	利用人数	21	23	21	36	57	
	計画相談支援（※1）	利用人数	11,350	11,503	12,208	13,155	14,128	
	障害児相談支援（※1）	利用人数	2,584	2,678	2,832	2,970	3,024	
障害児通所支援（※1）	児童発達支援	利用人数	4,966	5,489	6,094	6,594	7,028	
		人日/月	57,904	64,879	67,557	73,800	80,007	
	医療型児童発達支援	利用人数	69	74	73	13	11	
		人日/月	610	671	646	85	58	
	放課後等デイサービス	利用人数	7,460	8,504	9,110	9,946	10,718	
		人日/月	85,755	101,046	103,108	113,679	122,025	
	保育所等訪問支援	利用人数	94	146	229	414	576	
		人日/月	192	330	517	1035	1440	
居宅訪問型児童発達支援	利用人数	6	4	4	4	6		
	人日/月	11	12	8	8	15		
（移動支援※2）	移動支援	利用人数	2,735	2,849	2,910	2,978	3,023	

※1 各年度の3月における利用実績を計上

※2 年間の利用実績を計上

(3) 障害福祉サービス及び移動支援事業所数

種別 \ 年度		R4	R5	R6	R7	R8
訪問系	居宅介護	553	575	591	621	637
	重度訪問介護	515	536	556	577	589
	重度障害者等包括支援	1	1	1	1	1
	行動援護	128	128	129	137	141
	同行援護	218	212	191	190	188
	短期入所	140	142	162	176	186
	計	1,555	1,594	1,630	1,702	1,742
日中活動系	療養介護	4	4	4	4	4
	生活介護	186	196	202	209	217
	宿泊型自立訓練	7	7	7	7	7
	機能訓練	9	8	9	13	16
	生活訓練	33	33	34	38	34
	就労移行支援	75	73	72	74	76
	就労継続支援A型	122	125	138	136	140
	就労継続支援B型	488	528	584	669	728
	就労定着支援	43	45	46	47	51
	就労選択支援					13
	計	967	1,019	1,096	1,197	1,286
居住系	共同生活援助(GH)	323【905】	337【983】	362【1,101】	388【1,233】	405【1,333】
	【 】内は住居数	【共同生活住居 841】	【共同生活住居 912】	【共同生活住居 1,003】	【共同生活住居 1,115】	【共同生活住居 1,188】
		【サテライト住居 64】	【サテライト住居 71】	【サテライト住居 98】	【サテライト住居 118】	【サテライト住居 145】
	自立生活援助	7	9	10	13	14
	施設入所支援	30	30	28	28	28
	計	360	376	400	429	447
相談支援	地域移行支援	91	97	104	113	118
	地域定着支援	90	95	102	111	117
	計画相談支援	151	169	187	204	224
	計	332	361	393	393	459
移動支援		428	448	449	492	493
合計		3,642	3,798	3,968	4,213	4,427

※ 各年度4月の事業所数を計上

※ 就労選択支援は令和7年10月1日制度開始

(4) 障害児入所施設及び障害児通所支援

種別 \ 年度		R4	R5	R6	R7	R8
入所	福祉型障害児入所施設	3	3	3	3	3
	医療型障害児入所施設	5	5	5	5	5
	計	8	8	8	8	8
通所	福祉型児童発達支援センター	7	7	9	9	9
	医療型児童発達支援センター	3	3			
	児童発達支援	511	547	584	700	703
	放課後等デイサービス	585	631	656	771	779
	居宅訪問型児童発達支援	8	9	10	11	13
	保育所等訪問支援	44	48	62	87	112
	計	1,158	1,245	1,322	1,581	1,616
相談支援	障害児相談支援	113	131	148	154	172
	合計	1,279	1,384	1,478	1,743	1,796

※ 各年度4月の事業所数を計上

※ 福祉型児童発達支援センターと医療型児童発達支援センターは令和6年4月の法令改正により統合

(5) 補装具費の支給状況

※()内は修理件数、< >内は借受け件数

【単位:件】

身体障がい者					交付品目	身体障がい児				
R3	R4	R5	R6	R7		R3	R4	R5	R6	R7
1,872 (1,513) <9>	2,134 (1,471) <0>	2,133 (1,563) <0>	2,214 (1,654) <0>	2,308 (1,540) <0>	総数	1,787 (343) <0>	1,784 (317) <0>	1,732 (327) <0>	1,680 (325) <0>	1,617 (301) <0>
95 (61) <0>	80 (51) <0>	81 (64) <0>	78 (74) <0>	82 (79) <0>	義肢	5 (0) <0>	9 (0) <0>	2 (0) <0>	2 (0) <0>	2 (2) <0>
13 (4) <0>	12 (0) <0>	13 (2) <0>	8 (4) <0>	6 (1) <0>	義手	0 (0) <0>	5 (0) <0>	0 (0) <0>	0 (0) <0>	1 (1) <0>
82 (57) <0>	68 (51) <0>	68 (62) <0>	70 (70) <0>	76 (78) <0>	義足	5 (0) <0>	4 (0) <0>	2 (0) <0>	2 (0) <0>	1 (1) <0>
813 (369) <0>	900 (311) <0>	876 (388) <0>	934 (391) <0>	992 (334) <0>	装具	1,298 (63) <0>	1,218 (61) <0>	1,258 (65) <0>	1,256 (60) <0>	1,163 (63) <0>
779 (360) <0>	869 (303) <0>	821 (375) <0>	878 (373) <0>	938 (320) <0>	下肢	1,225 (59) <0>	1,154 (57) <0>	1,202 (63) <0>	1,195 (58) <0>	1,108 (60) <0>
18 (7) <0>	18 (7) <0>	31 (11) <0>	31 (15) <0>	30 (12) <0>	体幹	53 (3) <0>	48 (3) <0>	42 (2) <0>	44 (2) <0>	43 (3) <0>
16 (2) <0>	13 (1) <0>	24 (2) <0>	25 (3) <0>	24 (2) <0>	上肢	20 (1) <0>	16 (1) <0>	14 (0) <0>	17 (0) <0>	12 (0) <0>
65 (1) -	100 (1) -	143 (3) -	140 (2) -	148 (3) -	視覚障害者安全つえ	5 (0) -	6 (0) -	3 (0) -	5 (0) -	3 (0) -
7 (0) -	7 (0) -	5 (0) -	7 (0) -	6 (0) -	義眼	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -
69 (3) -	124 (5) -	90 (3) -	136 (6) -	86 (4) -	眼鏡	4 (1) -	1 (0) -	3 (0) -	3 (0) -	4 (0) -
18 (1) -	35 (2) -	23 (0) -	40 (3) -	37 (2) -	矯正眼鏡	2 (0) -	0 (0) -	2 (0) -	1 (0) -	2 (0) -
47 (2) -	80 (3) -	63 (3) -	95 (3) -	44 (2) -	遮光眼鏡	1 (0) -	0 (0) -	1 (0) -	1 (0) -	2 (0) -
1 (0) -	3 (0) -	3 (0) -	0 (0) -	3 (0) -	コンタクトレンズ	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -
3 (0) -	6 (0) -	1 (0) -	1 (0) -	2 (0) -	弱視眼鏡	1 (1) -	1 (0) -	0 (0) -	1 (0) -	0 (0) -
410 (200) -	420 (208) -	468 (187) -	425 (207) -	460 (197) <0>	補聴器	37 (99) -	45 (91) -	40 (95) -	22 (78) -	49 (75) <0>
314 (102) -	320 (92) -	324 (89) -	348 (111) -	344 (118) <0>	高度難聴用	13 (29) -	11 (26) -	12 (38) -	10 (19) -	15 (25) <0>
92 (94) -	95 (110) -	131 (90) -	76 (87) -	107 (72) <0>	重度難聴用	24 (70) -	32 (65) -	27 (57) -	10 (57) -	34 (44) <0>
4 (3) -	5 (5) -	11 (6) -	0 (8) -	8 (6) <0>	耳あな型	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (1) -	0 (0) <0>
0 (1) -	0 (1) -	2 (2) -	1 (1) -	1 (1) <0>	骨導式	0 (0) -	2 (0) -	1 (0) -	2 (1) -	0 (6) <0>
- (3) -	- (1) -	- (5) -	- (7) -	- (6) -	人工内耳	- 3 -	- (3) -	- (5) -	- (8) -	- (18) -
289 (612) -	300 (622) -	282 (647) -	328 (647) -	336 (618) <0>	車椅子	185 (80) -	199 (75) -	194 (69) -	173 (81) -	181 (82) -
63 (229) -	68 (241) -	63 (219) -	50 (282) -	71 (249) <0>	電動車椅子	12 (14) -	9 (5) -	12 (7) -	7 (11) -	11 (6) <0>
25 (5) <0>	29 (4) <0>	30 (4) <0>	32 (2) <0>	23 (5) <0>	歩行器	11 (3) <0>	31 (2) <0>	20 (3) <0>	14 (4) <0>	11 (0) <0>
(4) -	73 (8) -	67 (12) -	49 (16) -	56 (15) <0>	歩行補助つえ	8 (0) -	7 (0) -	3 (0) -	1 (0) -	3 (0) <0>
13 (21) <0>	23 (18) <0>	16 (27) <0>	24 (16) <0>	29 (26) <0>	座位保持装置	133 (62) <0>	166 (68) <0>	135 (70) <0>	132 (71) <0>	135 (38) <0>
23 (8) <9>	10 (2) <0>	12 (4) <0>	11 (4) <0>	16 (3) <0>	意思伝達装置	0 (0) <0>	0 (0) <0>	0 (0) <0>	0 (0) <0>	0 (0) <0>
- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	頭部保護帽	0 (0) -	1 (0) -	0 (0) -	1 (0) -	0 (0) -
- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	排便補助具	2 (1) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -
- - -	- - -	- - -	- - -	3 (1) <0>	車載用姿勢保持装置	58 (14) <0>	72 (9) <0>	47 (8) <0>	48 (5) <0>	39 (11) <0>
- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	起立保持具	29 (6) -	20 (3) -	15 (5) -	16 (7) -	16 (6) <0>
0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	その他	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -	0 (0) -

(6) 日常生活用具給付状況

【単位:件】

心身障がい者					交 付 品 目	心身障がい児				
R3	R4	R5	R6	R7		R3	R4	R5	R6	R7
39,048	40,688	40,694	43,073	43,935	総数	194	195	183	180	157
74	78	91	95	86	特殊寝台	9	6	6	9	5
54	46	58	81	66	特殊マット	8	9	8	12	5
1	1	0	0	2	特殊尿器	0	0	0	0	0
0	0	0	4	4	入浴担架	0	0	1	0	0
11	8	11	9	9	体位変換器	3	1	4	4	3
9	7	7	7	10	移動用リフト	0	0	2	2	1
186	174	164	166	171	入浴補助用具	21	22	19	15	8
16	11	8	7	6	ポータブル便器	1	1	1	0	0
62	59	47	62	52	歩行補助つえ	0	2	0	0	0
124	121	137	135	111	移動・移乗支援用具(歩行支援用具)	15	7	4	8	9
25	28	36	31	19	頭部保護帽	27	31	30	38	30
14	10	17	16	13	特殊便器	0	0	1	1	0
2	2	1	1	2	火災警報器	0	0	0	0	0
0	0	1	0	0	自動消火器	0	0	0	0	0
14	10	10	12	14	電磁調理器	0	0	0	0	0
0	2	0	0	0	歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0	0	0	0
29	26	14	14	17	聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	1	2	0
0	0	0	1	0	保護ブーツ	7	1	9	11	7
25	24	25	29	30	透析液加温器	0	0	0	0	0
27	29	34	50	36	ネブライザー	21	14	16	13	20
160	155	177	189	147	電気式たん吸引器	26	24	25	32	24
2	1	0	1	0	酸素ボンベ運搬車	0	0	0	0	0
31	44	24	42	21	盲人用体温計	0	1	0	0	0
27	26	22	30	33	盲人用体重計	-	0	0	0	0
-	-	-	55	53	視覚障害者用血圧計	-	-	-	0	0
60	47		39	34	パルスオキシメーター	9	9	12	4	16
4	6	10	5	4	携帯用会話補助装置	1	1	0	1	0
51	71	41	57	72	情報・通信支援用具	4	4	1	0	1
5	8	9	10	6	点字ディスプレイ	0	1	0	0	0
2	2	1	2	1	点字器	0	0	1	0	0
0	0	1	0	2	点字タイプライター	0	0	1	1	0
36	58	26	38	43	視覚障害者用ポータブルレコーダー	0	0	0	0	0
14	2	0	4	12	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	0	0	0	0	0
0	1	0	3	3	視覚障害者用活字読上げ装置	0	0	0	0	0
83	86	62	95	74	視覚障害者用拡大読書器	1	1	0	0	1
1	1	0	0	0	視覚障害者用緊急地震速報受信ラジオ	0	0	0	0	0
41	49	35	38	45	盲人用時計	0	1	0	0	0
10	10	8	10	12	聴覚障害者用通信装置	0	0	0	0	0
1	1	1	0	2	聴覚障害者用情報受信装置	0	0	0	0	0
39	24	34	19	26	人工喉頭	0	0	0	0	0
37,740	39,394	39,476	41,638	42,626	ストーマ用装具	38	56	36	22	20
7	7	2	7	5	収尿器	0	0	0	0	0
55	54	39	62	51	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	3	3	5	5	7
5	5	12	9	15	点字図書	0	0	0	0	0
1	-	-	-	-	埋込型人工喉頭用人工鼻	0	-	-	-	-

5 令和7年度各区分障がい福祉事業実施状況

(1) 身体障がい(児)者福祉関係

事業名		区											総数
		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲		
相談事業	在宅身体障害者相談	(相談員)	4	5	6	4	4	5	2	4	5	3	42 人
		(件数)	3	177	24	8	22	34	2	9	14	4	297 件
	盲人相談	(相談員)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1 人
		(件数)	26										26 件
	ろうあ者相談	(相談員)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10 人
		(件数)	460	963	602	250	363	509	472	68	323	310	4,320 件
経済的 援護	福祉電話	(貸与)	0	2	1	1	1	0	0	1	0	0	6 台
	自動車運転訓練費	(補助)	2	4	0	1	0	2	0	0	3	2	14 人
	自動車改造費	(補助)	1	4	4	3	3	2	2	4	6	1	30 人
	補装具費(者)	(購入)	236	337	290	305	189	233	141	168	238	171	2,308 件
		(修理)	161	236	203	162	115	140	83	101	211	128	1,540 件
		(借受け)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
	補装具費(児)	(購入)	158	316	215	150	81	194	69	102	201	131	1,617 件
		(修理)	49	48	41	27	12	27	14	17	42	24	301 件
		(借受け)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 件
	あんしんコール		5	7	6	5	4	6	3	0	6	2	44 人

(2) 知的障がい(児)者福祉関係

事業名		区											総数
		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲		
相談事業	知的障害者相談	(相談員)	2	2	2	2	1	2	2	2	2	1	18 人
		(件数)	31	9	49	22	10	6	24	54	7	24	236 件

(3) 心身障がい（児）者福祉関係

区 事業名		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数
経済的 援護	紙おむつ支給	2,351	3,994	3,634	2,568	1,539	2,216	1,321	1,625	2,927	2,533	24,708 件
	特別障害者手当	179	339	298	193	175	214	134	181	328	217	2,258 人
	障害児福祉手当	89	190	174	108	74	122	53	71	130	103	1,114 人
	福祉手当	5	5	10	2	4	1	1	0	4	2	34 人
	特別児童扶養手当	324	818	841	435	233	395	235	298	486	442	4,507 人
	日常生活用具給付 （者）	4,303	6,400	5,615	4,554	3,158	4,660	2,686	3,287	5,494	3,778	43,935 件
	日常生活用具給付 （児）	6	35	20	30	7	14	13	5	18	9	157 件
社会 参加 促進	交通費助成											
	助成チャージ	1,740	1,652	1,919	1,813	767	1,900	399	796	1,395	534	12,915 人
	福祉乗車証	758	814	757	728	493	737	215	577	712	324	6,115 人
	福祉タクシー （重度）	2,790	2,896	3,126	2,404	1,278	2,210	1,016	1,613	2,447	1,449	21,229 人
	福祉タクシー （中度）	1,837	1,949	2,099	1,717	871	1,530	638	920	1,599	1,027	14,187 人
	福祉自動車燃料（重度）	964	2,308	1,857	1,393	936	1,252	1,036	1,247	1,474	1,465	13,932 人
	福祉自動車燃料（中度）	441	1,292	1,032	761	525	718	598	680	814	819	7,680 人
その他	心身障害者扶養共済 （加入者）	51	95	62	43	42	44	35	65	84	59	580 人
									(他 0)			

(4) 精神障がい者福祉関係

区 事業名		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数	
事 相 業 談	精神保健福祉相談	(相談員)	3	4	4	4	2	3	3	3	3	2	31 人
		(件数)	1,821	1,353	1,648	1,640	884	796	341	1,206	1,634	1,099	12,422 件
社会 参加 促進	交通費助成												
	助成チャージ	1,055	1,254	1,213	1,050	687	1,041	399	791	1,030	518	9,038 人	
	福祉乗車証	1,333	1,246	1,221	1,351	580	1,230	278	696	1,019	456	9,410 人	
	福祉タクシー(重度)	880	913	986	758	403	697	321	509	772	457	6,696 人	
	福祉タクシー(中度)	589	624	673	550	279	490	205	295	512	329	4,546 人	
	福祉自動車燃料(重度)	190	456	367	275	185	247	205	246	291	289	2,751 人	
	福祉自動車燃料(中度)	116	341	272	201	138	189	158	179	215	216	2,025 人	

6 関 係 団 体 一 覧

団体名及び所在地	事業の概要	電話 ファクス
公益社団法人 札幌市身体障害者福祉協会 〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	身体障がい者の生活安定と福祉の増進を図るため、各種事業などを実施し、身体障がい者の自立や社会参加を支援	TEL 011-641-8853 FAX 011-641-8966
特定非営利活動法人 札幌市肢体障害者協会 〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	肢体障がい者の社会福祉向上のための諸活動	TEL 011-641-2122 FAX 011-641-2125
公益社団法人 札幌市視覚障害者福祉協会 〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	視覚障がい者の福祉増進、文化の向上、スポーツの振興、同行援護及び社会適応訓練に関する諸事業	TEL 011-644-8310 FAX 011-644-8310
公益社団法人 札幌聴覚障害者協会 〒060-0042 中央区大通西19丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター内	聴覚障がい者に対する社会一般の認識を深め、その社会参加を促進するため聴覚障がい者の福祉の増進に関する事業	TEL 011-642-8010 FAX 011-642-8377
一般社団法人 札幌市中途失聴・難聴者協会 〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	難聴者及び中途失聴者の社会福祉向上と社会参加のための諸活動	FAX 011-644-2628 (FAX専用)
公益社団法人 日本オストミー協会札幌支部 〒001-0908 北区新琴似8条12丁目3-3-201	オストメイト（人工肛門・人工膀胱保有者）の福祉向上のための諸活動	TEL 011-764-2824 FAX 011-764-2824
北海道失語症友の会 北の会 〒060-0014 中央区北14条西15丁目7-36-3	失語症者の福祉向上のため言語聴覚士による「言葉の教室」「言葉の訓練」などの諸活動	TEL 011-758-2539 FAX 011-771-4451
日本心臓ペースメーカー友の会札幌支部 〒001-0906 北区新琴似6条4丁目1-20	心臓ペースメーカーを植え込みしている方を対象に各種行事を通じて情報の提供、交換を実施	TEL 011-761-3225 FAX 011-761-3225
札幌盲ろう者福祉協会 〒060-0042 中央区大通西19丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター内	視覚、聴覚の重複障がい者のコミュニケーションや親睦を図るための活動	TEL 011-611-2622 FAX 011-611-2622

団体名及び所在地	事業の概要	電話 ファクス
社会福祉法人 札幌肢体不自由福祉会 〒060-0008 中央区北8条西23丁目2-22 イパール823内	重度障がい者の福祉向上のため、利用者本位の質の高いサービス提供を行う社会福祉事業の運営	TEL 011-622-8664 FAX 011-622-8755
特定非営利活動法人 札幌肢体不自由児者父母の会 〒060-0008 中央区北8条西23丁目2-22 イパール823内	肢体不自由児者の療育、社会生活の安定促進、福祉の増進及び特別支援教育の推進	TEL 011-622-5101 FAX 011-622-5101
特定非営利活動法人 北海道ことばを育てる親の会 協議会 〒060-0041 中央区大通東6丁目12番地 中央小学校ことばの教室	言語障がい児の福祉の増進と教育の充実を図るための諸活動	TEL 011-241-2533 FAX 011-261-5723
一般社団法人 札幌市手をつなぐ育成会 〒060-0808 北区北8条西6丁目2-15 育成会活動センター「いんくる」2階	知的障がい者の社会福祉向上のための諸活動とその家族の援護	TEL 011-738-2221 FAX 011-738-2228
特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会 〒064-0808 中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園204号室	精神障がい者家族相互の理解と協力により、精神障がい者対策の促進と精神保健思想の普及啓発	TEL 011-596-8887 FAX 011-596-7374
特定非営利活動法人 さっされん 〒064-0808 中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園202号室	市内の作業所等が集まって結成し、一般への啓発活動、運営・作業技術等の研修会を中心に実施	TEL 011-205-0890 FAX 011-513-4233
一般社団法人 さっぽろシュリー 〒060-0008 中央区北8条西23丁目2-22 イパール823内	障がい者の自立を支援するため、障がい者が働く店舗「シュリーの店」（靴修理など）の設置及び事業運営	TEL 011-611-4771 FAX 011-611-4797
一般財団法人 札幌市障がい者スポーツ協会 〒063-0802 西区二十四軒2条6丁目1-1 札幌市身体障害者福祉センター内	障がい者のスポーツの普及、振興を図り、健全な社会に寄与するための活動	TEL 011-612-1184 FAX 011-641-8966
公益財団法人 北海道盲導犬協会 〒005-0030 南区南30条西8丁目1-1	盲導犬の育成・貸与及び生活訓練実施等、視覚障がい者の福祉増進のための諸活動	TEL 011-582-8222 FAX 011-582-7715